

〔令和4年度～令和8年度〕

第4次 能美市地域福祉活動計画

私たちが取り組む 私たちのまちづくり大作戦



助けたり、助けられたりの 地域づくり

～誰一人取り残さない、取り残されない～



目 次

項 目	ページ数
～はじめに～	1
～策定報告と活動計画の推進にむけて～	2
～第4次活動計画に込める思い～	2
第1章 第4次能美市地域福祉活動計画の策定にあたって	
1. 活動計画策定の趣旨（背景と目的）	3
2. 活動計画の期間	3
3. 活動計画の位置づけと能美市の計画との関係	3～4
4. 能美市の少子高齢化の現状	4
5. SDGsとの関連	4～5
第2章 活動計画の策定体制と経過	
1. 活動計画の策定体制	6
2. 活動計画の策定までの経過	7
第3章 活動計画の基本的な考え方と推進体制	
1. 活動計画の基本的な考え方	8
（1）基本理念	8
（2）基本目標	8
（3）方 針	8
（4）活動計画の推進における大切にしたいポイント	8～10
2. みんなですすめる計画推進体制の経過	11
3. 活動計画を推進する体制	12
4. 活動計画を評価する体制	12
5. 第3次活動計画から、第4次活動計画につなぐこと	13
6. 活動計画の体系図 ～私たちができること～	14
第4章 活動計画を推進する委員会の取り組み	
1. こころに寄り添い合う人づくり委員会	15～16
2. 見守り・助け合い推進委員会	17～18
3. くらし応援委員会	19～20
4. 活動計画の指標	21
第5章 住民意識と活動の質を高めるために	
1. 地域福祉推進の資金・財源について	22～23
第6章 地域福祉の活動を推進する社会福祉協議会	
1. 社会福祉協議会の基本方針	24
2. 地域共生社会の実現に向けた能美市社会福祉協議会の取り組み	24
<参考> 【国の動向】「地域共生社会の実現」に向けた地域づくりの経緯	25
＜用語集＞ 各ページの用語(※1)～(※13)の意味について記載	26
＜資料集＞	27～37

※ 文中において、「市民」と「住民」の表記が混在しますが、「市民」は全体的な意味において、「住民」は地域を基盤とした意味において区別しています。

また、「障害者」は「障がいのある人」と表記していますが、名詞として人者を示さない「障害」については、漢字でそのまま記載しています。

～はじめに～

この第4次能美市地域福祉活動計画（以下「活動計画」）は、子育て世代や障がいのある人、高齢者等の、生活に不安を感じている方々を取り巻く様々な福祉課題が多様化・複合化するなか、これらを地域に暮らす皆様方と一緒に考え実践する中で、地域共生社会の実現をめざすため、行政計画である第4次能美市地域福祉計画（以下「市計画」）の策定にあわせて、第3次活動計画を1年短縮し、同時期に策定しました。



策定にあたっては、第3次活動計画の推進にかかわる多くの市民の皆様や各種団体、関係機関の方々に、沢山のご意見とご検討をいただき、皆様の湧き上がる思いや願いが詰まった、市民の手作りの活動計画となりました。

その市民の皆様の湧き上がる熱い思いを、第4次活動計画では、これまで以上に具体的に形にしていく事を意識して、「助けたり、助けられたりの地域づくり～誰一人取り残さない、取り残されない～」に取り組んでいきたいと思っております。そして、この活動計画が能美市に住む一人ひとりが取り組む「安心・安全のまちづくり」のきっかけとなり、地域共生社会が実現するよう、皆様方のご理解とご支援をお願いしたいと思います。

最後に、本活動計画の策定にあたり、ご尽力いただいたすべての策定関係の各種会合の委員の皆様、ご協力いただいた関係者の方々に、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 能美市社会福祉協議会
会 長 伴場 博夫

～策定報告と活動計画の推進にむけて～

この第4次活動計画は令和3年6月から、月1回の頻度で策定ワーキング部会、策定幹事会が開催され、方針案、素案、計画案が作成されてきました。その案に対して、策定委員会と策定検討会を同時に4回開催し意見を出し合ってきました。このように、策定に関する各種会合で色々な意見が活発に出され、議論や修正を重ね、ようやく、市民の思いがこもった活動計画がまとまりました。



最後の策定委員会・策定検討会のなかでは、この活動計画の推進は、トップダウンではなく、皆さんの意見や市民の声により活動が盛り上がって実施していく「ボトムアップで活動をしていきたい!」という意見が出ました。このことは以前から話し合われてきたことであり、委員の皆様の思いを再認識し、本活動計画に盛り込みました。

推進においては、同時期に策定された行政の第4次地域福祉計画と本活動計画が、車の両輪として機能していくことも願っております。

また、この活動計画が実施されていく事により、㊦㊧㊨「㊦だんの㊧らしの㊨あわせ」につながるよう、自分自身も活動を実施し協力していきたいと思います。

第4次能美市地域福祉活動計画 策定委員会
委員長 重田 勝年

～第4次活動計画に込める思い～

第4次活動計画を策定するにあたり次のことに思いを込めました。この活動計画は自分たちの暮らしについてのことなので、出来ることなら能美市に住むすべての方に、目を通してもらいたいという思いです。



「活動計画」では特に、自助と互助が機能する環境づくりが大切です。「地域のこと」や「福祉

のこと」を目にすることがあっても、問題なく暮らしていると思っている方は、自分には関係のないことと済ませがちです。これまで人間は共同生活を営んで発展してきました。社会の中で生きる私たちは、そのことを忘れて生活を送ることが少なくないのですが、地域で暮らすことは、本来はお互いに助け合える環境にあるということなのです。

地域では「助ける人」「助けられる人」に分かれて、生活をしている訳ではありません。助けることがあれば、助けられることもある中で暮らしています。ただ、多くの人は「助けた」ことは記憶していても、「助けられた」ことは忘れがちです。この「活動計画」を通して、全ての人に「助けること」は「助けられること」に通じることに気づいて欲しいと思います。人助けをした時に、これまでに経験したことのない視点が備わった自分に気づくこともあります。

地域は、年齢の異なる人や経験、経歴を持った人が一緒に生活する多様性に満ちた社会です。この活動計画が、この地域に住む誰もが排除することなく、また排除されることなく、共に生きていくという視点に立ち、それぞれのライフステージ(※1)で、その時々自分が出来ることを考え、行動するヒントになることを願っております。

第4次能美市地域福祉活動計画 策定幹事会

第1章 第4次能美市地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 活動計画策定の趣旨（背景と目的）

これまでの活動計画は、平成20年度から24年度までを第1次活動計画、平成25年度から29年度までを第2次活動計画、平成30年度から令和3年度までを第3次活動計画として、14年間にわたり活動計画を策定、推進しながら、見守りや助け合いが出来る地域づくりをめざして、さまざまな取り組みを続けてきました。第2次活動計画の期間中には、地域福祉推進の継続的な取り組みが、少しずつ形として見え始め、住民の地域福祉活動の単位基盤である「地域福祉委員会（※2）」が全町（内）会に設置されました。また、第3次活動計画では、それまで継続してきた「福祉意識の醸成（※3）」の取り組みに加え、「見守り支え合いの活動のしくみづくり」、「生活支援のしくみづくり」にも取り組みました。

第4次活動計画では、国や能美市も掲げている、「地域共生社会の実現（P25 参照）」に向けた地域づくりと連携して、地域住民・民間主体の取り組みをさらにすすめていきます。また、令和3年4月には、国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を、一体的かつ重層的に支援することが出来るよう、福祉分野（高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮者）に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、「重層的支援体制整備事業（P25 参照）」の創設もされ、この視点での取り組みも重要となってきました。

このような流れの背景には、能美市においても少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、8050 問題（※4）等、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した様々な地域課題があります。しかし、行政や支援機関、地域の組織など多様な機関が手を結び、共に考え実践していくことで突破口が見えてくることが期待されます。

地域においては、様々な事情により、自分や家族だけでは解決が出来ない課題を抱えながらも、自ら支援を求めることが出来ずに生活をしている人がいます。そのような人々には、社会や地域の身近な住民による支え合いの関係が糸口になることもあるため、公的サービスによる支援だけではなく、地域住民や多様な活動主体の参画こそが重要となります。実際に第3次活動計画までの取り組みにより、多様な人と人、人と機関、人と資源がつながり、様々な課題解決の方向に少しずつ進んでいます。第3次活動計画までの基盤を大切にしながら、引き続き「地域共生社会の実現」や「重層的支援体制構築」の視点を持ち、第4次活動計画を推進していく方針です。

2. 活動計画の期間

本活動計画は、令和4年度から8年度の5年間の計画です。取り組みを実行し、年度ごとに取り組みの進捗状況や地域における効果について確認していきます。

3. 活動計画の位置づけと能美市の計画との関係

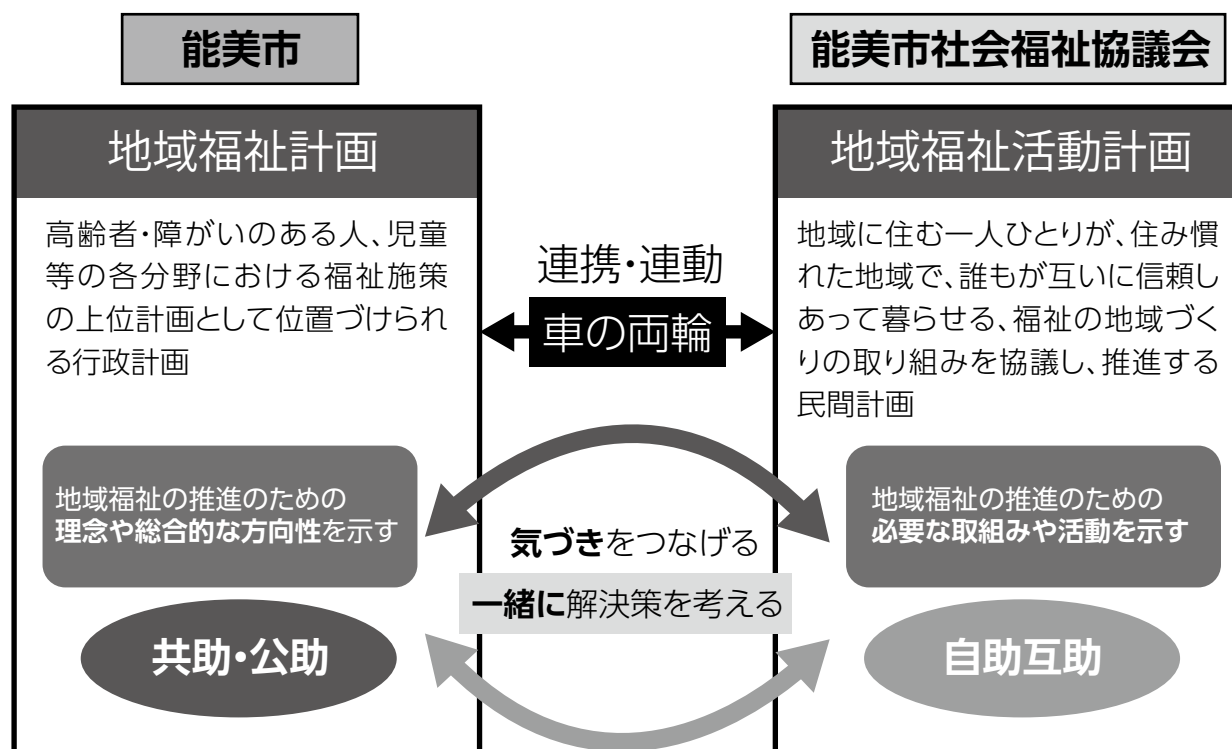
本活動計画は地域に住む一人ひとりが、住み慣れた地域で、誰もが互いに信頼し合って暮らせる福祉の地域づくりの取り組みを協議し、推進するためのものです。

能美市の「総合計画」や「地域福祉計画」「障害者計画・障害者福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「いきいきプラチナプラン（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）」など、福祉関連計画と連携しながら策定しました。

（※2）・（※3）・（※4）：p 26 参照

これまで第3次活動計画は、能美市が策定している能美市地域福祉計画（以下「市計画」）が策定された翌年度に本活動計画を策定していました。しかし、市計画における福祉や地域の課題を、活動計画と連携し早急に対応出来るよう、第3次活動計画の推進の期間を4年間（令和3年度が最終年）に短縮し、第4次活動計画を市計画の策定年度と同じ年度より始めることになりました。

今後も、本活動計画と市計画が両輪となり地域福祉活動を推進していきます。具体的には、自助・互助・共助・公助を考えると、市計画では制度としての「共助・公助」を推進し、本活動計画は、「自助互助」の地域づくりを推進していきます。双方の計画が、能美市の市民生活を支える自助・互助・共助・公助の車輪となって、課題解決に向けてみんなで議論し、つながりながら、地域福祉活動の推進を図っていきます。



4. 能美市の少子高齢化の現状

能美市の総人口は、平成30年まで続いていた増加傾向が令和元年には減少に転じ、令和2年は49,905人となりました。年少人口においても減少傾向となっています。また、生産年齢人口においては、平成28年まで続いていた減少傾向が、平成29年から令和元年にかけて増加傾向となったものの、令和2年には再び減少に転じました。一方で、65歳以上の老年人口においては増加傾向がみられ、平成25年から令和2年までで1,515人の増加となっており、将来推計では令和27年まで増加傾向が続きます。

また、高齢者一人あたりを支える人数をみると、平成25年では2.7人となっていますが、令和2年は2.3人と0.4人の減少がみられます。

今後は、少子高齢化がすすむにつれて、支えていく人数が減少していくため、支え手だけでなく、地域での見守り活動といった担い手不足も考えられます。

わが国の高齢化率（全人口に占める65歳以上の人の割合、各年10月1日時点）の推移は、平成28年27.3%、平成29年27.7%、平成30年28.1%、令和元年28.4%でした。また、能美市の高齢化率（各年4月1日時点）は、令和2年25.7%、令和3年26.0%で、全国と比べると低い状況でした。

5. SDGs との関連

2015年9月に国連サミット（主要国首脳会議）で2030アジェンダ（議題）が採択され、2030年までに世界中で達成すべき目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。能美市に

においては、SDGsの達成に向けた優れた取り組みや提案を行う「SDGs未来都市」に2020年7月全国の自治体から選定されています。2030年に向け、SDGsの理念のもと、能美の「お人柄」を強みとして、自立的市民力・地域力を結集することにより、誰もが活躍できる豊かな暮らしを実現し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、「暮らしやすさを日本一、実感できるまち」をめざしています。

本活動計画においても、SDGsの本質はまさに「共生」のために、自分たちに今出来ることを考え行動することであり、それが福祉の視点そのものだととらえ、SDGsの目標をめざしていきます。そのため、活動計画を推進する委員会の取り組みが、具体的に身近な地域のなかでSDGsのどの目標に対応したものかを考え、地域づくりの視点としても、持続可能な地域社会の形成に貢献出来るよう、実践していきます。第4章の委員会の取り組みにおいて、SDGsの目標に関連する主なアイコンを掲載し、活動を今後すすめていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

9. 産業と技術革新の基盤を作ろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10. 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。

11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12. つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。

13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14. 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15. 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16. 平和と公正をすべての人に

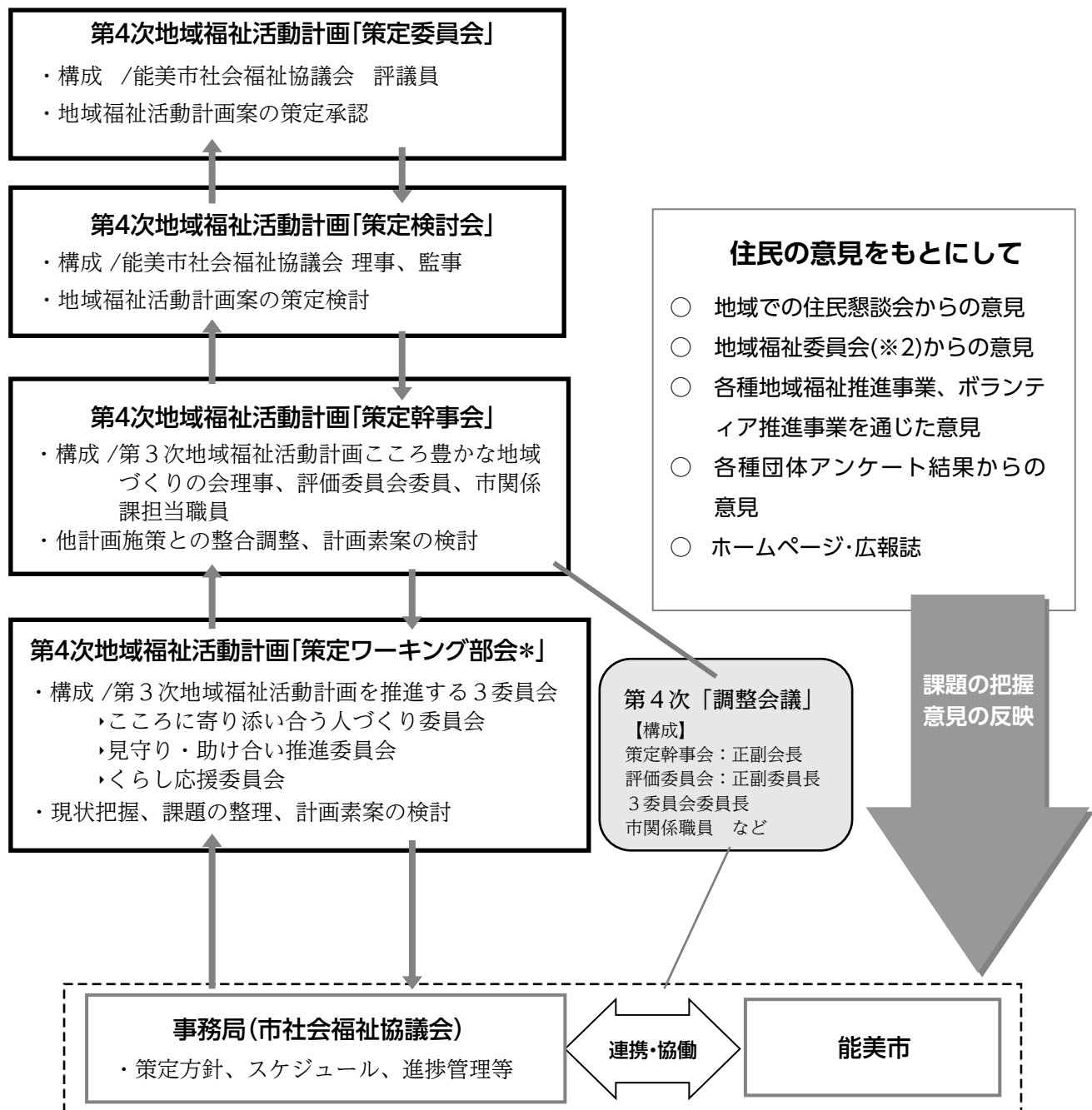
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17. パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2章 活動計画の策定体制と経過

1. 活動計画の策定体制



*第3次活動計画（平成30年度～令和3年度）の評価やまとめの作業を経て、第4次活動計画を策定するという関連性があるため、第3次活動計画における3委員会委員が、第4次活動計画の策定ワーキング作業を担う。（能美市地域福祉活動計画 策定委員会の設置要綱は資料集に掲載）

2. 活動計画の策定までの経過

月 日	会議内容	月 日	会議内容
令和3年 6月10日	◇第3次活動計画 「令和3年度委員会委員委嘱状交付式、及び第1回委員会」 ・委員会体制決定、スケジュール(案)確認	令和4年 2月	◇第3次活動計画を推進する3委員会開催(各月1回) ◆第4次活動計画の策定ワーキング部会として
6月24日	◎社会福祉協議会「理事会・評議員会」 ・第4次活動計画策定スケジュール(案)の確認 ・第4次活動計画策定体制(案)の確認	2月3日	◆第4次活動計画「第3回調整会議」 ・第4次市計画の素案確認と意見交換
7月	◇第3次活動計画を推進する3委員会開催(各月1回) ◆第4次活動計画の策定ワーキング部会として	2月9日	◆第4次活動計画「第4回調整会議」 ・第4次活動計画の素案の検討
7月13日	◇第3次活動計画 「第1回こころ豊かな地域づくりの会、及び第1回評価委員会」 ・第3次活動計画の3委員会の成果・課題・第4次活動計画へつなぐことを9月下旬までにまとめることを確認 ◆第4次活動計画「第1回策定幹事会」 ・スケジュールの確認 ・第4次の市計画との調整事項の確認	2月24日	◎社会福祉協議会「理事会・評議員会」 ◆第4次活動計画 「第2回第4次活動計画策定検討会・策定委員会」 ・第4次活動計画の素案の確認
7月30日	◆第4次活動計画「第1回調整会議」 ・第4次市計画と第4次活動計画の同時期策定の体制及び方針の確認	3月	◇第3次活動計画を推進する3委員会開催(各月1回) ◆第4次活動計画の策定ワーキング部会として
8月 9月	◇第3次活動計画を推進する3委員会開催(各月1回) ◆第4次活動計画の策定ワーキング部会として	3月22日	◇第3次活動計画 「第4回こころ豊かな地域づくりの会」 ◆第4次活動計画「第4回策定幹事会」
10月	◇第3次活動計画を推進する3委員会開催(各月1回) ◆第4次活動計画の策定ワーキング部会として	3月25日	◎社会福祉協議会「理事会・評議員会」 ◆第4次活動計画 「第3回第4次活動計画策定検討会・策定委員会」 ・第4次活動計画案の確認
10月5日	◆第4次活動計画「第2回調整会議」 ・第4次市計画の骨子案の確認と意見交換	4月20日	◇第3次活動計画 「第2回評価委員会」 ◆第4次活動計画「第5回策定幹事会」
10月15日	◆第4次活動計画 「第1回第4次活動計画策定検討会・策定委員会」 ・第4次市計画の骨子(案)概要について ・第4次活動計画の方向性(案)の確認	5月18日	◆第4次活動計画 「第4回第4次活動計画策定検討会・策定委員会」 ・第4次活動計画の最終案の確認
10月26日	◇第3次活動計画 「第2回こころ豊かな地域づくりの会」 ・第3次活動計画の3委員会の評価シートの確認 ・第4次活動計画につなげたいことを確認 ◆第4次活動計画「第2回策定幹事会」 ・第4次市計画の骨子(案)概要について ・第4次活動計画の方向性(案)・ポイントの確認	5月25日	◆第4次活動計画「策定報告会」 ・策定委員会委員長から社会福祉協議会長へ報告
11月 12月	◇第3次活動計画を推進する3委員会開催(各月1回) ◆第4次活動計画の策定ワーキング部会として		事務局のワーキング作業は毎月1～3回開催
令和4年 1月	◇第3次活動計画を推進する3委員会開催(各月1回) ◆第4次活動計画の策定ワーキング部会として		
1月7日	◇第3次活動計画 「第3回こころ豊かな地域づくりの会」 ・第4次活動計画につなげたいこと ◆第4次活動計画「第3回策定幹事会」 ・第4次活動計画の素案の確認		

第3章 活動計画の基本的な考え方と推進体制



1. 活動計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

みんなで創るこころ豊かな地域社会

住み慣れた地域で、私らしくいきいきと、互いに信頼関係を高めながら暮らせるように、私たち自らが主体となって、地域のあたたかいつながりを深め、暮らしの中の様々な問題の解決に向けて、互いに支え合うことの出来るまちづくりをめざします。

(2) 基本目標

助けたり、助けられたりの地域づくり ～誰一人取り残さない、取り残されない～

能美市の第4次地域福祉計画の基本方針のひとつに、「誰一人取り残さない」と掲げられていますが、私たちの第4次活動計画においては、第3次活動計画のキーワードとして掲げた「助けたり、助けられたりの地域づくり」をそのまま引継ぎながら、助ける側に視点を置いた「誰一人取り残さない」と、助けられる側に視点を置いた「誰一人取り残されない」を特に大切に、基本目標として実施していきます。

(3) 方 針

目標に向けた地域づくりを実現する方針として、地域みんなの自助互助の活動の活発化をめざすことを、大きく3つに分けて示します。

- ・自助互助による、共生のための意識づくり
- ・自助互助による、見守り助け合いのしくみづくり
- ・自助互助による、つながりのしくみづくり

(4) 活動計画の推進における大切にしたいポイント

ア) 自助互助・共助・公助の推進による地域共生社会の実現

自助は、自分で出来ることを行うことです。自助には、自分から「助けて」ということも含まれ、単に全て自分で行うことだけではなく、うまく互助・共助・公助の手助けや支援、サービスを使うことも自助の範囲と考えられます。

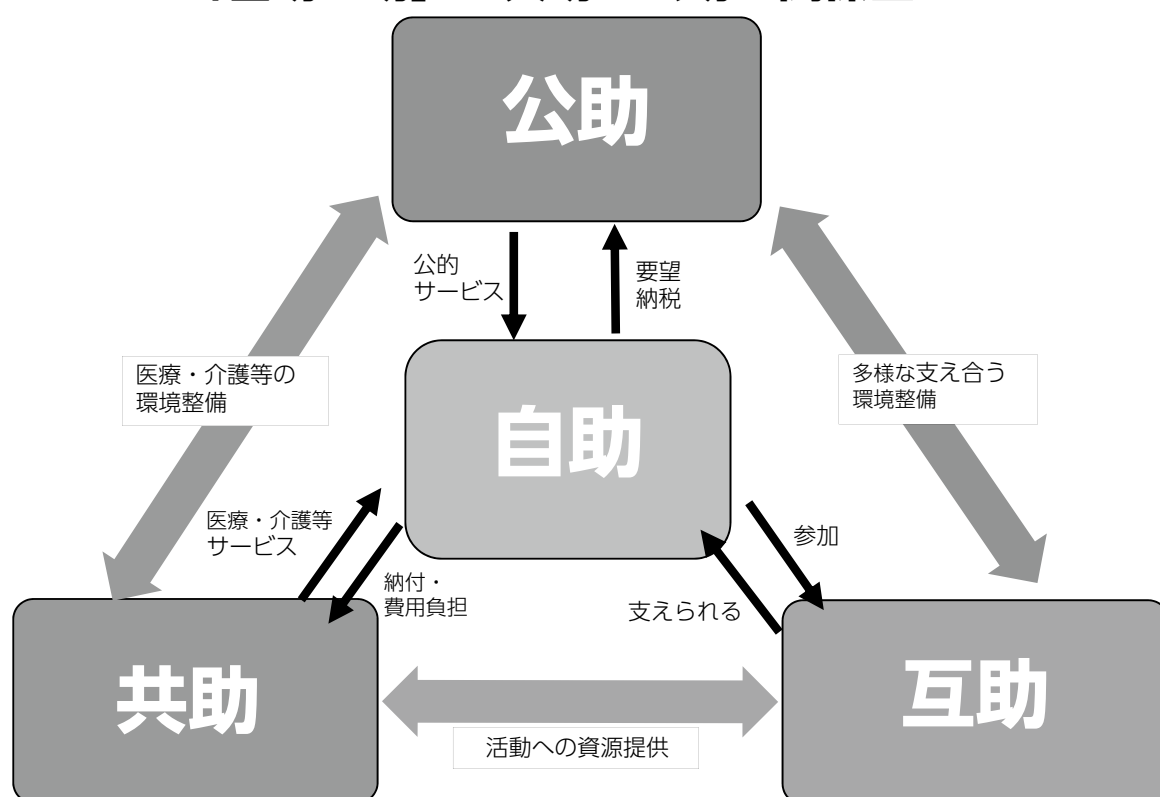
互助は、周りの人の困りごとに気づくことや、手助けすることです。互助として人を気づかうことや人を助けることが、自分自身の新たな内面や行動する力の発見をすることにもなり、自助の力も膨らませていきます。この自助と互助の関係性から、本活動計画では、「自助互助」と表現し、両方を一体として取り扱っていきます。

本活動計画では、「自助互助」の推進を目的とし、「自助互助」から見えた課題に対して、共助・公助で取り組むことなどを、行政と連携・対話しながら、能美市全体として「助けたり、助けられたり～誰一人取り残さない、取り残されない～」地域づくりにより、地域共生社会の実現をめざしていきます。

《自助・互助・共助・公助の考え方》

自 助	互 助	共 助	公 助
身の回りで起きる課題を自分や家族で解決する (予防活動や健康維持の活動や、自ら周りに助けを求めること、自分で色々な支援やサービスを利用すること等)	隣近所等でのボランティア活動や地域の助け合い (当事者団体の取り組み、ボランティア活動、町会・町内会の活動等)	制度化された、地域ぐるみの助け合いや支え合い (医療保険制度、介護保険制度、年金制度、ファミリー・サポートセンター事業等)	行政が行う公的なサービス

「自助互助」・共助・公助の関係図



2019.12 荒田稔氏(策定検討会委員)作成

イ) 多様性を受容する

地域共生社会の実現の為に、地域に住む人の多様性を互いに認め、受け止める土台が必要であると私たちは考えます。多様性には、性別や年齢、人種、職業、身体やこころの特性、生きづらさを抱えた人々など、様々な個別の状態をあらわす事柄があります。例えば、ライフステージ(※1)をみても、この年齢ではこのような人生を送る、この年齢ではこのようなことを行っていくという、こうあるべきということが決められなくなってきている時代だからこそ、それぞれのことを、あるがままに受け止めることが大切だと考えます。その考え方の土台をまず作れるよう、様々な活動を推進していきます。

ウ) 地域福祉活動における過程を大切にする

市民一人ひとりや町会・町内会、多様な機関が地域福祉の現状や課題をもとに、実際の活動をすすめる過程として、「知る」⇒「理解する」⇒「共感する」⇒「活動(行動)する」の流れを意識して、活動計画の取り組みを実施していきます。この流れは、知識として「知る」「理解する」とことと、実際に「共感する」「活動(行動)をする」という行動の両方を大切にすることを意味します。

実際の活動は、「出来ることを出来る人が、出来る時に行うことが出来る」ように、考える機会を大切にし、能美市全体の地域福祉が具体的に広がるよう推進していきます。

エ) 福祉文化を醸成する「学ぶ場」をつくる

地域共生社会の実現のために、多様性を認め、他者を「排除しない」「壁をつくらない」地域社会を創っていきます。これまでの当たり前やこうあるべきという考え方を、寛容な方向に少しずつでも変化させられるよう、地域福祉の意識の醸成の取り組みをすすめていきます。上記ウ)の「知る」「理解する」過程となりますが、「学ぶ場」や「話し合うこと」を大切に、子どもの頃から福祉のこころを育むことや、何歳になっても学べる機会や環境を、行政や町会・町内会、老人会、社会福祉法人等多様な機関と連携・協働し、作っていきます。またその中で、当事者が自らを表現し、学び話し合える場も大切にしていきます。それらの方法のひとつとして、ICT(※5)も広く活用していけるように、行政など関係機関と連携し取り組んでいきます。

オ) ボトムアップで推進

本活動計画の推進で大切にしたいことは、一律に目標を掲げてトップダウンで推進するのではなく、能美市に住む人々の声や実態から、その問題や課題について自分たちで対話し、解決に向けて取り組むボトムアップで推進するということです。本活動計画に記載がない活動でも、必要な活動や体制が新たに出てくれば、ボトムアップで柔軟にその都度、話し合い活動をすすめていきます。

今後も町会・町内会や多機関との連携をより一層強め、市民の声や実態を把握し自分たちで活動を作り上げていきます。

ボトムアップで推進!!
私たち能美市民が“私たちのまちづくり計画”を
推進していきます!



2. みんなですすめる計画推進体制の経過

地域福祉をすすめるために、住民参画の組織（委員会）をもって協議しています。

【第1次活動計画】

- ・地域福祉人づくり委員会
- ・地域福祉ネットワークづくり委員会
- ・地域福祉支えあいのしくみづくり委員会
- ・私たちのボランティアセンターづくり委員会

◆「アクションプラン推進協議会」（上記4つの委員会の進捗管理）



アクションプランは、第1次計画において、地域福祉向上に向けて取り組んだ「めざす項目」のことです。

積み上げ、つないで

【第2次活動計画】

- ・ここに寄り添える人づくり委員会
- ・地域見守りネットワークづくり委員
- ・支えあいのしくみづくり委員会

◆「あたたかい地域づくりの会」（上記3つの委員会の連携）

積み上げ、つないで

【第3次活動計画】

- ・ここに寄り添い合う人づくり委員会
- ・見守り・助け合い推進委員会
- ・暮らし応援委員会（R3年度～）

◆「こころ豊かな地域づくりの会」（上記3つの委員会の連携と、次期活動計画に向けての協議）



【第4次活動計画】

- ・ここに寄り添い合う人づくり委員会
- ・見守り・助け合い推進委員会
- ・暮らし応援委員会

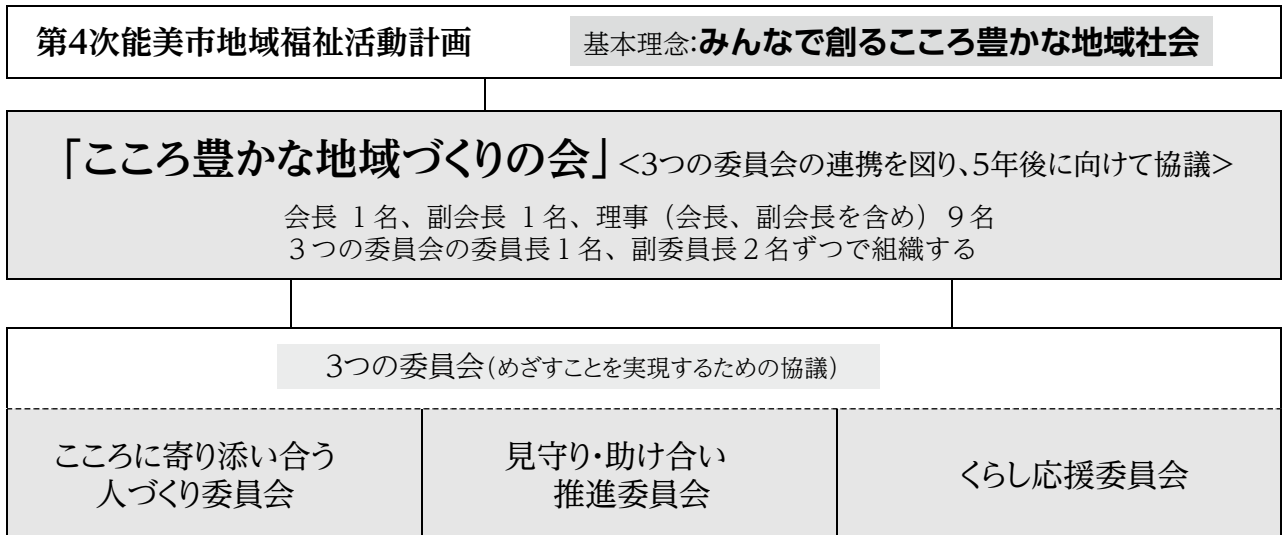
◆「こころ豊かな地域づくりの会」（上記3つの委員会の連携と、次期活動計画に向けての協議）

※3つの委員会は、市の地域福祉計画(市関連計画)や市社会福祉協議会の事業と連携しています。

◆3つの委員会が連携し、5年間をかけて、住民一人ひとりの存在が認められ、こころ豊かな地域社会の構築に向けて、住民が取り組むべきことを議論する組織として「こころ豊かな地域づくりの会」を設置します。

3. 活動計画を推進する体制

下記の体制によって、本活動計画を推進していきます。



(3つの委員会・ころ豊かな地域づくりの会の事務局は社会福祉協議会が担当します。)

- ・3つの委員会は、取り組みの活動内容や連携に関する課題などを、「ころ豊かな地域づくりの会」に報告します。
- ・「ころ豊かな地域づくりの会」の役割は、共通の課題や、新たな課題の解決に対応する推進体制を整備し、5年間をかけてみんなで創るころ豊かな地域社会の構築に向けて協議を重ねると同時に、計画全体の進捗状況や協議内容を確認し、住民への報告に努めます。
- ・第4次活動計画や3つの委員会の取り組み内容を、毎年「春まちぽかぽかプロジェクト」で住民へ報告します。

4. 活動計画を評価する体制

本計画の進捗状況等を評価する組織として **能美市地域福祉活動計画評価委員会** を設置し、進捗状況や協議内容等を毎年度評価します。

また、評価の住民向け報告は3年目と5年目に行い、市社会福祉協議会ホームページ等において、広く情報公開していきます。

- * 地域福祉をすすめる住民の意識の向上と活動の継続には、評価することが必要です。住民自らが見直し、点検し、改善することで、主体性の意識や活動の質もより高まります。
そして、評価内容と改善案を公表することで、情報を共有し、地域全体での地域福祉の理解を広めていくことにつなげます。

5. 第3次活動計画から、第4次活動計画につなぐこと

	第3次活動計画でめざすこと	第4次活動計画につなぐこと	第4次活動計画でめざすこと	今後の方向性（今後、必要なこと）
ここに寄り添い合う人づくり委員会	◆地域の中で気軽に悩みを相談したり、話し合える場・集いの場づくりをすすめる。 ①障がいに対する理解を深める場・機会づくりをすすめる。	・地域ぐるみで障がいへの理解を深める為、啓発活動を継続的にすすめ、身近な地域福祉委員会(※2)や、地域の担い手等へ発信することが必要。 ・当事者が発信できる機会をさらに拡充し、相互理解をすすめることが必要。 ・当事者である個々人と接する（交流）体験を継続し、「知る」「気づき」の意識の醸成(※3)を図ることが必要。 ・「学び」と「実践」の繰り返しが大切なことから、今後も継続的に「人づくり講座」を実施していくことが必要。	①私たちが暮らす地域の多様な人々に対して、地域ぐるみで共生意識の理解を深める。	・地域を基盤とした地域福祉委員会や地域の担い手等へ丁寧な理解啓発活動をすすめる。 ・「ここに寄り添い合う人づくり講座」を継続的に開催し、「共に生きる」という意識の醸成をすすめる。
	②福祉施設と住民が話し合う研修や連携の情報交換の場づくりをすすめる。		②福祉のこころを育むために教育関係者や団体が連携し、共生意識を高め、考える場や機会をつくる。	・教育関係者や社会福祉法人等が連携し、多様な世代を巻き込みながら、福祉ボランティア体験や交流づくりをすすめる。 ・学校や放課後児童クラブ等において児童に対し、人権啓発DVDや絵本等を活用し、共生の意識の理解啓発活動をすすめる。
	③地域ぐるみで子育てを考える場・機会づくりをすすめる。	・子育てサロン等の拡充はすすんできたが、地域と繋がれない潜在的課題を抱えた人や世帯が多く、地域への理解啓発の機会が必要。	③多様な人々の思いや願いを共有できる場や機会をつくる。	・多様な人々やその家族が自由に思いを発信できる場や、話し合える場づくりをすすめる。 ・福祉施設等と地域住民が相互に連携し、人と人とのふれあい交流や情報交換の機会づくりをすすめる。 ・自立支援協議会等と連携し、障がいのある人に社会参加や就労の理解促進をすすめる。
	◆福祉教育の充実に向けての機会づくりをすすめる。 ④多様な世代がかかわる学びの話し合いの機会づくりをすすめる。 ⑤男性が子育てや共生社会に対して理解を深める機会をすすめる。 ⑥企業・事業所等が子育てや共生社会に対して理解を深める機会づくりをすすめる。	・幼少期から「差別」や「偏見」をなくすことが大切であり、障がいについて理解や関心を持ってもらえるような工夫が必要。 また、多様な世代を巻き込み、出前講座等の機会を通し、福祉教育の充実につなげることが必要。	⑤研修や啓発活動の機会に ICT(※5)を活用し情報発信をすすめる。	・地域の中でいつでも気軽に親子や祖父母が集える居場所づくりをすすめる。 ・地域と市、社会福祉協議会等の関係機関が連携し、地域で子どもが大人になるまでの継続した見守り支援につながるように、子育て世帯の支援活動や研修の機会づくりをすすめる。
	⑦困窮世帯や孤立世帯への見守りや寄り添いなどの理解を深める機会づくりをすすめる。	・「くらし応援委員会」にて、生活支援を必要とされている方々と早期につながり、一人も取り残されず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて協議をすすめることになった為、情報を共有していくことが必要。	➡くらし応援委員会と連携。困っている人に対して心（寄り添うこころ）を育んでいく。	
	◆地域の中で気軽に悩みを相談したり、話し合える場・集いの場づくりをすすめる。 ①地域福祉委員会における地域ぐるみの見守り・助け合い活動の活性化をすすめる。 ・認知症・権利擁護・虐待・生活困窮・社会的孤立・住宅問題。 ・就労問題等多様な問題やその対応を学び解決に向けて取り組むことをすすめる。また、自主防災組織との連携などをすすめる。	・地域のことを住民自ら話し合い解決を考える場として、地域福祉委員会を活性化、充実させることが必要。 ・各町の温度差をなくすために、多様な取り組みを紹介したり、それぞれの町にあった見守りや助け合いのしくみを考えるために情報を共有し、住民の助け合い活動に対する意識を向上させることが必要。 ・コロナ禍で直接ふれあうことが難しい中、閉じこもりや孤立が進まないよう、つながることの大切さを確認し、今だからこそ地域の中で気軽に悩みを相談したり、話し合える場や、新しい見守りの方法を用いる等、つながり合える機会を仕組み化していくことが必要。 ・「くらし応援委員会」、「ここに寄り添い合う人づくり委員会」とも連携し、高齢者、障がい、子ども、困窮など様々な地域課題を把握していくことが必要。	①私たちが暮らす地域をよくするために、地域を基盤とする「地域福祉委員会」活動の充実にすすめる。 ②各町の取り組みや、助け合い活動グループの事例を学び、情報共有をすすめる。 ③ICTを活用した情報共有や、地域活動の情報発信をすすめる。	・「誰一人取り残さない、取り残されない」意識を広め、住民同士で話し合い、地域ニーズを把握し、解決策を考える。 ・助け合い活動の充実にすすめる。 ・多様な見守り・助け合いの取り組みや仕組みを学び、情報交換することをすすめる。 ・それぞれの町に合った見守りや助け合い活動がすすむように啓発を行う。
	②福祉施設・企業・商店等も含む地域ぐるみの見守り・助け合いの連携をすすめる。 ③地域住民ができる生活支援に関する助け合い活動の拡充をすすめる。	・企業や商店を含む地域ぐるみの見守り助け合いの連携をすすめる。 ・地域で助け合い活動を実践している事例を継続的に紹介していくことが必要。 ・その町ごとのニーズを丁寧に把握し、近隣住民が互いにできることを手伝う、ちょっとした生活の助け合い活動につなげていくことが必要。	④福祉施設・企業・商店との連携をすすめる。	・スマートフォンを活用した見守りや、つながり合う工夫が広がるようにすすめる。
見守り・助け合い推進委員会	◆多様な人材がボランティアや助け合い活動にかかわることをすすめる。 ④地域における助け合いの担い手や理解者の拡充をすすめる。	・地域で個別の問題を自分達の問題であると考え、どのようにかわっていくことができるのかを考えていくことが必要。 ・地域で多様な人材（地域の支え合いマップ作りを行なう防災士や女性会等）がかかわりをもてるような意識啓発をすすめるなど担い手を増やすための方策を検討することが必要。 ・子どもとその保護者を巻き込んだ世代間交流をすすめ、あらゆる世代の人材に関心をもってもらふ機会をつくることが必要。	⑥地域における助け合いの担い手や理解者の拡充をすすめる。	・多くの住民が助け合い活動に関心を持てるよう、人々のライフステージ(※1)に応じた活動を検討する。 ・地域の世代間交流を進め、多くの住民が得意分野を活かし、社会参加できるようにすすめる。
	◆フードドライブ(※6)を通して、「住民同士の助け合い活動」がより良いものになるようにすすめる。 ①「思いやる」気持ちを集め、多様な人が「つながる」場をつくり誰もが役割を発揮して「支え合う活動」につなげていく。	・ちょっと困っている時に、話せる場所や相談窓口となるような場、機会を増やすことが必要。 ・フードドライブ(※6)で集められた食品が、生活支援に役立てられていることを、市民や企業、ボランティア、民生委員、行政などへ、更に周知をすることが必要。また、それぞれの強みや特性を活かし、助け合う活動につなげることが必要。 ・“もったいないからありがとうへ”と、つなげる市民感覚の助け合いがタイムリーにつながるしくみづくりが必要。 ・情報発信及び情報入所しやすいICT活用など、環境を整えていく。	①私たちが暮らす地域に相談できる場や機会をつくる。 ②多様な主体が、それぞれの強みを活かした助け合い活動につなげる話し合いの場をつくり、ネットワークづくりをすすめる。 ③情報発信及び情報入手についてICTを活用し、環境を整える。	・生活に不安を抱えた人が地域でつながるしくみづくりをすすめる。 ・地域のサロン等の通いの場に参加しやすい環境づくりをすすめる。 ・地域と専門職が連携し、早期に適切な支援につながるしくみづくりをすすめる。 ・気軽に相談できる機会をつくり、支援につなげる。 ・企業や商店などに、食を通した助け合い活動である「フードドライブ」のしくみを周知する。
	②生活支援を必要としている方が早期につながり、誰もが安心して暮らせる地域になるようにすすめる。	・自ら助けてと言えない方などに、地域全体で気づき、つなぐことの役割を担うことが、早期支援につながることを理解、意識啓発が必要。 ・当事者につながるためには、当事者が集まる場所へ向かうことが必要。	④地域における助け合い活動の意識啓発をすすめる。	・支援につなげるための相談窓口の周知をすすめる。 ・困っている人の思いと支援できる人の思いを尊重し、つながる環境づくりをすすめる。
	◆「支える側、支えられる側」の関係を越えた共生の社会をめざす。	・新たに必要となる関係機関とのネットワークを拡大しながら、連携体制を確保し「支える側、支えられる側」の関係を越えた（共生の社会づくり＝支え合うしくみづくり）をすすめることが必要。	⑤誰もが地域で活躍する場が広がるようにすすめる。	・生活に不安を抱えた人などがそれぞれの得意分野や能力を活かし、参加や活動ができる場づくりをすすめる。

◎ 関連する委員会や部会

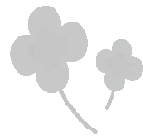
・福祉施設や多機関連携の委員会や部会
・のみ社会福祉法人連絡会

・自立支援協議会等の障がい理解をすすめる委員会や部会

・教育委員会等の子育て支援をすすめる委員会や部会

・地域における権利擁護や虐待、困窮、社会的孤立、住宅、就労問題等を考える委員会や部会

(※1)(※2)(※3)(※5)(※6)：p26参照



6.活動計画の体系図 ～私たちができること～



基本理念

みんなで創るこころ豊かな地域社会

基本目標

助けたり、助けられたりの地域づくり ～誰一人取り残さない、取り残されない～

方針

委員会



めざすこと

具体的な委員会の取り組みは、第4章を参照



私たちができること

あなたが取り組めることは何でしょうか？

共生のための意識づくり

自助互助による、

こころに寄り添い合う
人づくり委員会

- ① 私たちが暮らす地域の多様な人々に対して、地域ぐるみで共生意識の理解を深めよう。
- ② 福祉のこころを育むために教育関係者や団体が連携し、共生意識を高め、考える場や機会をつくろう。
- ③ 多様な人々の思いや願いを共有できる場や機会をつくろう。
- ④ 孤立しない子育て支援について地域ぐるみで考える場や、機会をつくろう。
- ⑤ 研修や啓発活動の機会にICTを活用し、情報発信をすすめよう。

- ① 地域の話し合いの場や行事等に興味をもち、みんなで地域の支え合い活動を考えてみよう。
- ① ボランティア活動や研修会、交流会等の場に参加しよう。
② 福祉のこころを育むための学びの機会に協力し、子どもたちが福祉のこころを受け継げるようにしていこう。
- ① 多様な地域の人々の声に耳を傾け、互いに気持ちを伝えたり、考える機会や研修会に参加しよう。
- ① 関係機関や団体が発信する子育て支援情報をキャッチしよう。
② 子育て世帯が地域で気軽に話し合う場に参加することで、地域ぐるみで子育てについて考えてみよう。
- ① ICTを活用し、福祉情報を得たり、地域福祉の理解を深める研修会に参加して、幅広く情報をキャッチしよう。

見守り助け合いのこころづくり

自助互助による、

見守り・助け合い
推進委員会

- ① 私たちが暮らす地域をよくするために、地域を基盤とする「地域福祉委員会」活動の充実をすすめよう。
- ② 各町の取り組みや、助け合い活動グループの事例を学び、情報共有をすすめよう。
- ③ ICTを活用した情報共有や、地域活動の情報発信をすすめよう。
- ④ 福祉施設・企業・商店との連携をすすめよう。
- ⑤ 地域における助け合いの担い手や理解者の拡充をすすめよう。

- ① 地域のことを話し合う場をつくろう。
② 地域でどんな困りごとや気になることがあるのか考えてみよう。
- ① いろいろな見守り・助け合い活動を学ぼう。
② 見守り・助け合い活動の取り組みや仕組みについて情報を共有しよう。
- ① ICTを活用してつながりをつくろう。
② ICTを活用して情報を共有しよう。
- ① 地域ぐるみで見守り、助け合い活動をしよう。
- ① いろいろな世代の人と交流しよう。
② 得意なことを活かして地域の見守り・助け合い活動をしよう。

つながりのこころづくり

自助互助による、

くらし応援委員会

- ① 私たちが暮らす地域に相談できる場や機会をつくろう。
- ② 多様な主体が、それぞれの強みを活かした助け合い活動につなげる話し合いの場をつくり、ネットワークづくりをすすめよう。
- ③ 情報発信や情報入手についてICTを活用し、環境を整えよう。
- ④ 地域における助け合い活動の意識啓発をすすめよう。
- ⑤ 誰もが地域で活躍する場が広がるようすすめよう。

- ① 困った時は、身近な人に相談しよう。
② 集いの場で相談を受けたら、思いを受け止め次につなげよう。
- ① 地域で活動する様々な組織や団体について理解しよう。
- ① 市や団体、関係機関が発信する情報への関心を持ち、情報を活用しよう。
② 知り得た情報を、周りに伝えよう。
- ① 地域で取り組む助け合い活動を考えよう。
② 学習会や研修会に積極的に参加しよう。
- ① これまでの経験や知識を活かして、地域の中でできることを見つけよう。
② 年齢や特性、人種・文化の違いにかかわらず、多様な価値観を受け入れよう。

第4章 活動計画を推進する委員会の取り組み

1. こころに寄り添い合う人づくり委員会

自助互助による、共生のための意識づくり



★ 第4次計画でめざすこと

- ① 私たちが暮らす地域の多様な人々に対して、地域ぐるみで共生意識の理解を深めます。
 - ・地域を基盤とした地域福祉委員会(※2)や地域の担い手等へ丁寧な理解啓発活動をすすめます。
 - ・「こころに寄り添い合う人づくり講座」を継続的に開催し、「共に生きる」という意識の醸成(※3)をすすめます。
- ② 福祉のこころを育むために教育関係者や団体が連携し、共生意識を高め、考える場や機会をつくります。
 - ・教育関係者や社会福祉法人等が連携し、多様な世代を巻き込みながら、福祉ボランティア体験や交流づくりをすすめます。
 - ・学校や放課後児童クラブ等における児童に対し、人権啓発DVDや絵本等を活用し、共生の意識の理解啓発活動をすすめます。
- ③ 多様な人々の思いや願いを共有できる場や機会をつくります。
 - ・多様な人々やその家族が自由に思いを発信できる場や、話し合える場づくりをすすめます。
 - ・福祉施設等と地域住民が相互に連携し、人と人とのふれあい交流や情報交換の機会づくりをすすめます。
 - ・自立支援協議会等と連携し、障がいのある人の社会参加や就労の理解促進をすすめます。
- ④ 孤立しない子育て支援について地域ぐるみで考える場や、機会をつくります。
 - ・地域の中でいつでも気軽に親子や祖父母が集える居場所づくりをすすめます。
 - ・地域と市、社会福祉協議会等の関係機関が連携し、地域で子どもが大人になるまでの継続した見守り支援につながるように、子育て世帯の支援活動や研修の機会づくりをすすめます。
- ⑤ 研修や啓発活動の機会にICT(※5)を活用し、情報発信をすすめます。
 - ・ホームページやアプリ等を活用し、子育て支援の居場所や多様な人々の集える場等の情報発信をすすめます。

★こころに寄り添い合う人づくり委員会とSDGs

多様な人々の存在や共生についての理解が深まり、互いを理解し、認め合い居心地よい地域づくりが根付くようにすすめます。



関連部会 福祉施設や多機関連携の委員会や部会、のみ社会福祉法人連絡会、自立支援協議会等の障がい理解をすすめる委員会や部会、教育委員会等の子育て支援を進める委員会や部会

委員構成 町会連合会、自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、手をつなぐ育成会、ボランティア連絡協議会、学校教育関係、福祉施設、自立支援協議会、社会教育委員会議、市関係課等

(※2)・(※3)・(※5)：p 26 参照

◆一人ひとりの個性を尊重し、認め合うことの醸成につなげる

障がいの有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人が互いの人権や尊厳を大切に、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく、排除されず、認め合い、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生社会を実現することが必要です。私たちが暮らす地域の多様な人々に対する「差別・偏見」の目によって、地域でその方を孤立させてしまうことがないように、地域の人々に対し共生意識の啓発の機会をつくり、一人ひとりが共に生きる、一人も取り残さないという視点や意識づくりを大切にしていきます。

また、共生の理解は、「学び」と「実践」の繰り返しが大切であることから、学びを通し、気づきを得て、一人ひとりの違いを認め合う心の意識の醸成(※3)につなげていきます。

◆地域で困っている当事者や家族の思いに寄り添い合う地域づくり

誰もが地域で安心して暮らしていくため、様々な当事者・家族の方々や助け合いが必要な方の思いや願い等を発信できる機会をつくることや、当事者の方々と接する交流を行うことで、当事者やその家族の思いに寄り添い合うということを「知る」「理解する」「共感する」ことにつなげていきます。

◆ICT 活用を活用した、啓発活動における情報発信

ICT(※5)を幅広く活用していくことで、情報発信の拡充となり、研修会に参加しやすい環境づくりにもつながります。

◆地域ぐるみで孤立しない子育て支援につなげる

少子高齢化が進み、多世代同居世帯の減少などで、家庭及び地域を取り巻く環境が変化しつつある今、子育てに対する不安や悩みを誰にも言えずに一人で抱え込み、地域とつながれない等、制度の狭間に埋もれているといった課題が多く見られます。子どもが大人になるまで地域の中で継続した見守り支援につながるよう、子育てを地域全体で考える意識づくりが大切だと考えられます。

◆幼少期から福祉のこころを育む

福祉のこころを育むことは、㊦だんの㊧らしの㊨あわせをつくるための基本となる学びです。また、㊦㊧㊨を我が事にするきっかけづくりでもあります。

障がいの理解を深めるには幼少期からの学びと、正しい知識を得ることで、互いに認め合い、思いやりのこころが育まれ、差別や偏見をなくすことにつながっていきます。そのためには、地域も学校も福祉関係者等と連携し、多様な世代を巻き込みながら福祉体験や交流の機会をつくっていくことが大切であると考えます。



ジュニアボランティアクラブで、障がいのある方とパラスポーツの体験を通して交流を図りました。



人づくり委員会委員が、放課後児童クラブへ出向き、多様性の理解について子どもたちと考えました。

2. 見守り・助け合い推進委員会

自助互助による、見守り助け合いのしくみづくり



★ 第4次計画でめざすこと

- ① 私たちが暮らす地域をよくするために、地域を基盤とする「地域福祉委員会(※2)」活動の充実をすすめます。
 - ・「誰一人取り残さない、取り残されない」意識を広め、住民同士で話し合い、地域ニーズを把握し、解決策を考えます。
 - ・助け合い活動の充実をすすめます。
- ② 各町の取り組みや、助け合い活動グループの事例を学び、情報共有をすすめます。
 - ・多様な見守り・助け合いの取り組みや仕組みを学び、情報交換することをすすめます。
 - ・それぞれの町に合った見守りや助け合い活動がすすむように啓発を行います。
- ③ ICT(※5)活用した情報共有や、地域活動の情報発信をすすめます。
 - ・スマートフォンを活用した見守りや、つながり合う工夫が広がるようすすめます。
- ④ 福祉施設・企業・商店との連携をすすめます。
 - ・地域ぐるみの見守り・助け合い活動をすすめます。
- ⑤ 地域における助け合いの担い手や理解者の拡充をすすめます。
 - ・多くの住民が助け合い活動に関心を持てるよう、人々のライフステージ(※1)に応じた活動を検討します。
 - ・地域の世代間交流を進め、多くの住民が得意分野を活かし、社会参加ができるようすすめます。

★ 見守り・助け合い推進委員会とSDGs

地域の住民が、互いに見守り助け合うという活動が地域に根付き、よりよく暮らせるように取り組んでいきます。



関連部会 福祉施設や多機関連携の委員会や部会、のみ社会福祉法人連絡会
地域における権利擁護や虐待・困窮・社会的孤立・住宅・就労問題等を考える委員会や部会

委員構成 町会連合会、自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、婦人団体協議会、老人クラブ連合会身体障害者福祉協議会、母子寡婦福祉連合会、手をつなぐ育成会、ボランティア連絡協議会、学校教育関係、高齢者福祉施設、商工会、福祉推進員、防災士、更生保護女性会、あんしん相談センター、市関係課等

(※1)・(※2)・(※5)：p 26 参照

◆話し合いの場、情報を共有する場、集いの場づくり

住民が安心・安全に暮らしていくために、自分達の地域のことを話し合える場が必要です。

話し合いの中から、気になることや困りごとを把握し、個人の問題を地域の問題ととらえ、解決に向けて話し合う地域福祉委員会(※2)の活動の拡充をすすめていきたいと考えます。

しかし、町会、町内会の役員が交代すると、地域福祉委員会の活動が継続出来ないことがあることから、役員が交代しても話し合える場、集いの場が開催できるような方法を考える必要があります。

地域福祉委員会で話し合う機会を持つことで、地域の課題に気付き、個人の問題を地域の問題ととらえ、近所同士が気かけ合い、地域で出来る助け合いの仕組みや解決策を考え、地域ぐるみの見守り助け合い活動の活性化をすすめたいと考えます。また、地域において気軽に話し合える場、集いの場が必要であり、助けてほしいと言いやすい環境を作ることも大切だと考えます。

◆地域福祉委員会や地域の活動について知る機会づくり

市内には様々な規模の町会、町内会があり、地域での福祉活動には温度差があると言われています。しかし、それぞれの町に合った見守りや助け合いの方法や仕組みがあり、それぞれの町会、町内会の状況を把握していく必要があります。

様々な地域の活動について、情報を集めて紹介していくことが、それぞれの町に合った活動を考えるヒントになりますが、コロナ禍の中では、人が集まることや、ふれあいつながることが難しい状況にあります。そこで、この状況下でも、ICT(※5)を活用してつながり、また、情報を発信することや収集する方法が必要になってきています。YouTube(※7)等による動画配信や、オンラインによる研修などもこれから益々増え、地域でも活用できるようにすすめていく必要があります。ICTを活用した動画配信や情報発信は、若い世代の人たちの目に触れ、知る機会となり積極的にすすめていきます。

◆多様な人が福祉に関心を持つためのきっかけづくり

地域で気になることや、困りごとに気付けるようになるには、福祉に関わる機会を持つことが大事です。社会福祉協議会が開催している地域福祉委員会活動ヒント探し講座などの各種講座や、ボランティア活動への参加をすすめ、あらゆる世代の人に福祉に関心を持ってもらうきっかけを作ることが必要だと考えます。福祉に関心を持つことで、地域課題、ニーズを発見する視点が持てるようになります。

また、防災士や女性会などの多様な人材にも関心を持ってもらい、得意分野を生かした福祉活動をすることでやりがいや生きがいを持って、地域福祉に関わる担い手を増やして地域福祉委員会活動を拡充していくことをすすめます。



地域福祉委員会で、マップを用いて地域課題を把握

3. 暮らし応援委員会

自助互助による、つながりのしくみづくり



★ 第4次計画でめざすこと

- ① 私たちが暮らす地域に相談できる場や機会をつくります。
 - ・生活に不安を抱えた人が地域でつながるしくみづくりをすすめます。
 - ・地域のサロン等の通いの場に参加しやすい環境づくりをすすめます。
 - ・地域と専門職が連携し、早期に適切な支援につなげるしくみづくりをすすめます。
 - ・気軽に相談できる機会をつくり支援につなげます。
- ② 多様な主体が、それぞれの強みを活かした助け合い活動につなげる話し合いの場をつくり、ネットワークづくりをすすめます。
 - ・企業や商店、各団体等に、食を通した助け合い活動である「フードドライブ(※6)」の仕組みを周知します。
- ③ 情報発信や情報入手について ICT(※5)を活用し、環境を整えます。
 - ・支援につなげるための相談窓口の周知をすすめます。
 - ・困っている人の思いと支援できる人の思いを尊重し、つながる環境づくりをすすめます。
- ④ 地域における助け合い活動の意識啓発をすすめます。
 - ・生活に不安を抱えた人々の多様な問題やその対応を学び、地域でできる助け合いを考える機会をすすめます。
- ⑤ 誰もが地域で活躍する場が広がるようすすめます。
 - ・生活に不安を抱えた人等がそれぞれの得意分野や能力を活かし、参加や活動ができる場づくりをすすめます。

★ 暮らし応援委員会と SDGs

生活に不安を抱える人々が、人や地域とつながり、互いが助け合うしくみが、この地域に根付くようにすすめます。



関連部会 地域における権利擁護や虐待・困窮・社会的孤立、住宅・就労問題等を考える委員会や部会、教育委員会子育て支援を考える部会、自立支援協議会等の障がい理解をすすめる委員会や部会

委員構成 民生委員児童委員協議会、福祉推進員、婦人団体協議会、ボランティア連絡協議会、母子寡婦福祉連合会、ボランティア・コミュニティ活動支援センター運営委員会、子育てに関するボランティアグループ、自立支援協議会、商工会、国際交流協会、くらしサポートセンターのみ、更生保護女性会、市関係課等

(※5)・(※6)：p 26 参照

◆地域の中の集いの場でのつながりづくり

支援を必要としている人の中には、困っていても「助けて」と言えない、「迷惑を掛けたくない」「恥ずかしい、知られたくない」との思いを持っている方がいます。その人たちこそ、ちょっと話せるような場所を必要としているのではないのでしょうか。人と人は、顔の見える関係づくりから信頼関係が生まれ、何気ない会話から、異変に気づいたり、困りごとの相談ができたりすることで、そこから助け合い活動につながっていきます。そこで、地域のいろいろなところで、いろいろな形態の誰もが参加できる集いの場や地域のサロンが増え、ちょっと相談したり助けを求めたりすることでつながれる環境づくりが大切だと考えます。

◆多様なつながりを活かした相談・支援への入り口

地域には、つながりが弱くて身近に助けを求められず社会的に孤立している人がいることがわかりました。つながりが弱いほど複合的な課題を抱え、地域の助け合い活動や公的サービスにつながりにくくなっています。地域で生活する住民の誰もが、自分自身が地域とのつながりを大切にすると同時に、地域の中に声を上げられない人がいることに気づき、専門職につなげることで早期発見につながります。また、行政や地域の相談窓口で待っていても来ることが出来ない人もいます。窓口で待っているだけではなく、アウトリーチ(※8)を通したつながりも支援につながります。

さらに、食を通した支援であるフードドライブ(※6)、フードパントリー(※9)は、悩みや不安を聞く機会になることから、いろいろな相談・支援の入り口があるとよいと考えます。このように、地域や専門職がいる複数の機関が連携することで、その人にあったオーダーメイドの支援や活動につなげたいと考えます。



フードドライブ受付の様子

◆ネットワークを活かしたつながりづくり

市民や各種団体、社会福祉法人、企業・商店、ボランティアグループ等がつながり話し合うことで、多様な役割を発揮する場の増加が期待されます。それにより、多くの人々の社会参加の機会が広がることから、ネットワークを活かしたつながりづくりをしていきたいと考えます。

◆ICT(※5)の活用による住民同士の助け合い活動

スマートフォンやタブレットの普及により、インターネットがより身近になり、ホームページやSNS(※10)を活用することで情報入手がしやすくなってきました。「学校の制服のおさがり」や「食品・野菜等の提供」等の市民感覚の助け合いを、支援の必要な人に必要な情報をピンポイントに発信することで、タイムリーに助け合う活動につながります。さらに、地域活動としてオンラインを活用することで新たなつながりの場づくりにもつながります。

一方で、まだまだ活用方法がわからない等の理由から、参加出来ない人や参加しにくい人もいます。そのためにも、研修会等によるサポートの充実していくことが必要です。

◆地域ぐるみで支え合い

住み慣れた地域でこころ豊かに暮らしていくためにも、高齢者や障がいの有無、年齢、人種にかかわらず支える側、支えられる側に分かれるのではなく、一人ひとりが生きがいと役割を持ち、地域福祉活動に参加し、個々の得意分野を活かしながら、地域住民の力を出し合い地域ぐるみで支え合うことが大切です。

4. 活動計画の指標



ここに寄り添い合う人づくり委員会

指標項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標
・地域における「ふれあい行事」の開催数	193回	330回
・障がいのある方（その親等）の仲間づくりと社会参加を目標とする交流の機会の開催数（単年度数）	32回	35回
・子育て支援に関する集いの場の実施回数（単年度数）	191回	250回
・地域における福祉体験・共生社会の体験者の延べ人数	3,365人	5,500人

見守り・助け合い推進委員会

指標項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標
・各地域福祉委員会の実施回数（単年度数）	493回	950回
・地域のいきいきサロン（※11）・地域カフェ・公民館開放等の実施回数（単年度数）	1,033回	2,000回
・地域福祉委員会活動ヒント探し講座【入門編】修了者数（活動推進員登録者数）	登録381人	登録520人
・地域福祉委員会と連携をとる地域内の「生活支援の助け合いグループ」把握団体数（累計数）	16団体	25団体
・ボランティア登録人数（単年度数）	3,359人	4,700人
・ボランティア登録団体数（単年度数）	91団体	96団体

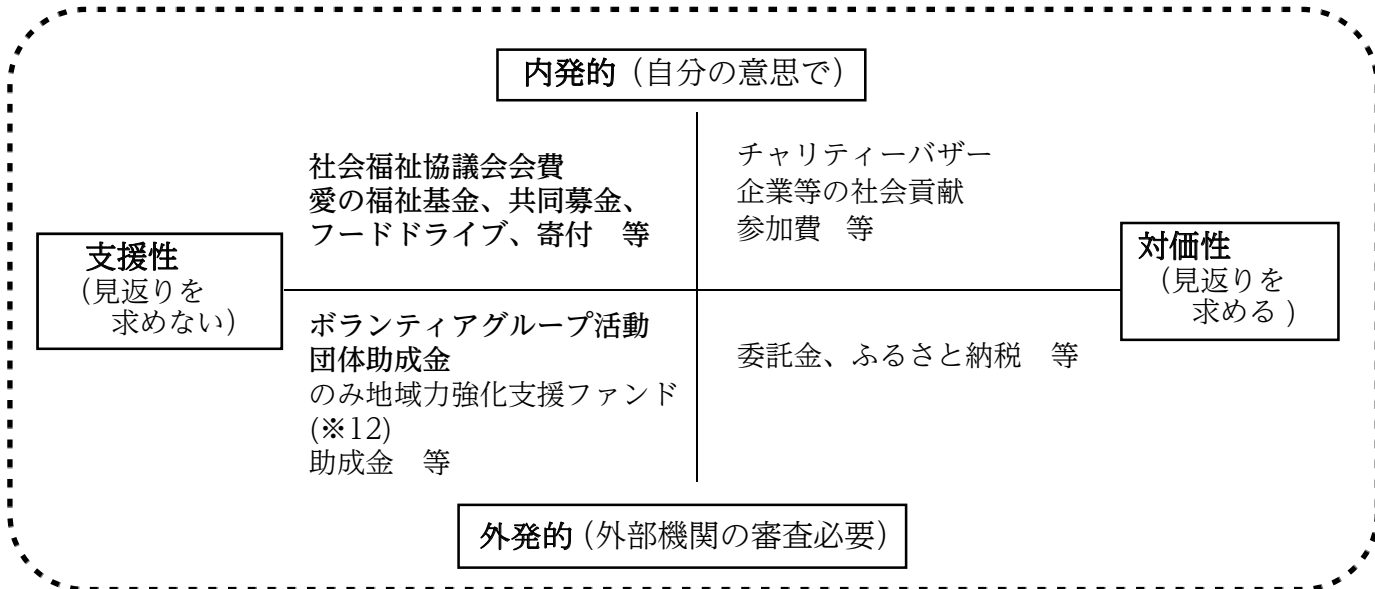
くらし応援委員会

指標項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標
・市内で実施されたフードドライブ（※6）の回数（単年度数）	17回	34回
・フードドライブでつながった生活支援のネットワーク団体数（単年度数）	29団体	54団体
・フードドライブの配付件数（単年度数）	217件	430件

*指標については、地域福祉の推進や福祉意識の高まりを数値化することが難しいため、「どのように考えるか」見方の目安・参考数値としてとらえます。

*指標の実績は、能美市社会福祉協議会が把握しているものとします。

（※6）・（※11）：p 26 参照



《地域福祉の活動に使われている共同募金》



共同募金は、社会福祉法第112条に規定され、厚生労働大臣の告示により、全国一斉に行なわれる「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい募金」などのことを指します。その運動の実施主体は、都道府県単位に組織された共同募金会で、市区町村に共同募金委員会・支会分会が設置されています。

「共同募金」は災害時には被災者を支援するための活動資金として使われますが、それ以外の集まった募金は、その地域内で使い道が決められ、募金をした方々の地域で生きる循環型の募金です。能美市では、これまで町会、町内会等地縁組織の協力による個別募金を中心とした運動を展開してきました。

こうした従来の運動方法に加えて、全国では地域の課題解決に取り組む団体が参加し、個人や企業に対して地域の課題を伝え、直接的に寄付を訴えかける、「当事者性」を持った「テーマ型」の募金運動が広がってきています。「テーマ」を設定し、人々に共感してもらうことは人々の福祉意識の醸成（※3）において重要なことと捉えます。今後は、個別募金においても何の為に使うのか、例えば地域福祉活動としての具体的な使い道、選定基準やプロセス等を明確にして、それに対して人々が共感して募金するという“人々の思いを生かす”こともしっかりと表わす工夫が求められています。



市内中学校生徒会、共同募金委員会役員の皆さんによる街頭募金の様子



歳末たすけあい募金に、「歳末助け合い入札展」の益金やボーイスカウト様をはじめ、皆様から、あたたかいご寄付をいただいています。



（※3）：p 26 参照

第6章 地域福祉の活動を推進する社会福祉協議会

1. 能美市社会福祉協議会の基本方針

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定されている、地域福祉を推進することを目的とする民間団体です。全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されており、その地区内の社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動を行う者が参加して、公正中立な立場から地域福祉をすすめる事業を行っています。

能美市社会福祉協議会は、下記の基本方針のもと地域福祉の充実と推進を図っています。

【基本方針1】 住民参加・住民主体の福祉のまちづくりを推進します。

町(内)会、民生委員・児童委員、福祉推進員、地域福祉委員会活動推進員、ボランティア、福祉施設、NPO、企業、行政等と協働し、福祉文化の醸成(※3)や見守り、支え合いのネットワークの形成及び地域における生活支援サービスのしくみづくり等に取り組み、地域福祉活動、ボランティア活動等を通じた住民参加・住民主体の福祉のまちづくりを推進します。

【基本方針2】 住民一人ひとりの普段の生活の安心・安全を支援します。

高齢・障がい・子育ての分野にかかわらず、住民一人ひとりの普段の生活の中で、希望を持ってその人らしい生き方や生活ができるよう、各種の相談支援事業、生活支援のためのサービス及び介護保険等のサービスを提供します。また、既存の制度では対応しきれない福祉課題については、住民による地域福祉活動、ボランティア活動等と連携し、制度、サービスの提供に加え、地域ぐるみで厚みのある支援を行います。

2. 地域共生社会の実現に向けた能美市社会福祉協議会の取り組み

能美市から委託を受け、平成29年8月より地域力の強化の推進と、総合的な相談支援体制の構築を進めています。

① 地域力の強化と推進については、市内全町(内)会で設置されている地域福祉委員会(※2)の主体的な活動の活性化と、地域課題の把握及び、その課題解決に向けての検討や助け合いの実践活動を進めています。そのために職員(CSW:コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(※13))を配置し、アウトリーチ(※8)による支援の体制をとります。地域課題の顕在化と問題の早期発見から、地域や多様な関係機関のネットワークをつくり、支援活動へとつなげる仕組みを確立していきます。

② 総合的な相談支援体制としては、平成29年10月に設置した「寺井あんしん相談センター」と、平成30年4月に設置した「くらしサポートセンターのみ」により、高齢者・障がいを持つ方、生活困窮等、多様な問題を抱える方々の相談に対応できるように努めてきました。令和3年7月には、更なる充実を図るために「くらしサポートセンターのみ」に成年後見制度の相談窓口(中核機関)を設置し、地域連携ネットワークの中核として適切な支援につなげていきます。

③ 地域づくりの取り組みや相談支援等の多職種連携を活かし、複雑化・複合化した福祉ニーズに対して重層的な支援が行えるよう体制構築をすすめます。

(※2)・(※3)・(※8)・(※13): p 26 参照

<参考> 【国の動向】「地域共生社会の実現」に向けた地域づくりの経緯

平成 27 年 9 月	「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」公表（厚労省）
平成 28 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定（内閣） （「地域共生社会」の実現が掲げられた。「支え手」「受け手」に分かれることのない、 誰もが役割を持ち活躍する社会を作ることが基本コンセプト）
平成 28 年 7 月	「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部設置（厚生労働省）
〃 10 月	「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 （地域力強化検討会）」開始
平成 28 年 12 月	「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 （地域力強化検討会）」（座長：原田正樹日本福祉大学教授）の中間とりまとめ公表）
平成 29 年 2 月	『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）提示（厚生労働省）
平成 29 年 5 月	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」 可決・成立。一部を除き平成 30 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 6 月	法律の施行に向け都道府県知事に対し、厚生労働省局長連名（医政局、社会援護局、 老健局）通知が公布
平成 30 年 4 月	改正社会福祉法の施行
令和元年 5 月	地域共生社会推進検討会設置（地域共生社会に向けた包括的支援の推薦・協働の推進 に関する検討会）⇒7 月中間とりまとめ ⇒12 月最終とりまとめ
令和 2 年 3 月	社会福祉法等改正法案 （地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出
〃 6 月	改正社会福祉法の可決・成立 市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規程は令和 3 年 4 月施行
令和 3 年 4 月	重層的支援体制整備事業が法定化され、モデル事業から移行し一部の自治体で実施

◆「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創って行く社会のこと。（厚生労働省資料参考）

◆重層的支援体制整備事業とは

この事業は大きく 3 つの支援、①相談支援、②参加支援、③地域づくりの支援でアプローチしています。

地域や家族等の「つながり」が弱体化し、生活課題を抱えながらも相談者がなく、制度の谷間で孤立し「生きづらさ」を抱えている人が増えています。また、「生きづらさ」を抱える方を支える専門職や支援団体も、縦割りの制度や組織、支援の仕組みに、「支援のしづらさ」を感じています。こうした制度や組織に関する「支援のしづらさ」を解消し、多機関協働で支援を行うことで、「生きづらさ」を抱える人の生活を伴走支援していこうとするのが、重層的支援体制整備事業です。この事業は、新しい支援制度というよりは、地域の支援力を限界点まで引き上げ、「人と人がつながる」地域づくりを進めていくことで、その先に地域共生社会の実現があります。（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング資料参照）

用 語 集

No.	用語	活動計画における用語の意味	ページ
※ 1	ライフステージ	人間が生まれてから死ぬまでの期間を象徴的な出来事で区分けしたもの。ここでは、乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期等、一定の期間ごとに区分するパターンのこと。	1、10、13、17
※ 2	地域福祉委員会	地域住民により一人ひとりの住民が抱える生活上の困りごとを、町会・町内会全体の問題と捉え、みんなで解決方法を考え、見守り・助け合う組織をさし、全町会・町内会に設置されている。	3、6、13、14、15、17、18、24
※ 3	醸成	ある意識や考え方を少しずつ形づくっていくこと。お酒の醸造には時間がかかるように、時間をかけてゆっくりと変化していくこと。	2、13、15、16、22、23、24
※ 4	8050 問題	80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるといった構造。親が亡くなることで、子どもが社会的に孤立したり、経済的に困窮するといった問題を抱えていること。	2
※ 5	ICT	「Information and Communication Technology(情 報 通 信 技 術)」 の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。	10、15、13、14、16、17、18、19、20、21
※ 6	フードドライブ	家庭で眠っている食品を持ち寄り、必要としている方々に寄付する活動のこと。	13、19、20、21、22
※ 7	YouTube	米国の企業が提供する動画共有サービスのことで、世界中の利用者が投稿した動画を視聴することが出来るサービス。	18
※ 8	アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず自発的に支援を求めることができない人に対し、行政や支援機関等が本人のところに出向く等、積極的に働きかけて情報・支援を届ける手法のこと。	20、24
※ 9	フードパントリー	様々な理由で食品等の入手が困難な方に、無償で配付するための場・活動のこと。	20
※ 10	SNS	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。	20
※ 11	いきいきサロン	町(内)会単位で、高齢者の閉じこもり予防や見守り、支え合い活動として、地域のボランティアが運営する集いの場のこと。	21
※ 12	のみ地域力強化支援ファンド	互助での助け合い・支え合い活動が継続または拡大するための資金支援体制のこと。	22
※ 13	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー (CSW)	地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等を重視した援助を行うことや、地域を基盤とする支援活動を発見し、支援を必要とする人に結びつける等、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図る等の活動を行う、能美市では社会福祉協議会の職員のことをさす。	24

- 27

●第4次能美市地域福祉活動計画 就任依頼名簿

令和3年10月15日現在

●策定委員会委員

(敬称略)

No.	所 属	本会役職	氏 名
1	能美市町会連合会	評議員	重田 勝年
2	能美市町会連合会	評議員	小坂 保司
3	能美市民生委員児童委員協議会	評議員	中村 三朗
4	能美市民生委員児童委員協議会	評議員	山崎 静男
5	能美市ボランティア連絡協議会	評議員	近藤 沙夜里
6	能美市ボランティア連絡協議会	評議員	栗山 よしみ
7	社会福祉法人陽翠水	評議員	越村 和広
8	社会福祉法人喜峰会	評議員	元木 敬之
9	能美市婦人団体協議会	評議員	谷田 好子
10	能美市婦人団体協議会	評議員	上田 美智子
11	能美市自治公民館協議会	評議員	北村 宏
12	能美市社会教育委員会議	評議員	吉川 香里
13	能美市立辰口中央小学校	評議員	中野 孝子
14	能美市老人クラブ連合会	評議員	坂本 孝一
15	能美市身体障害者福祉協議会	評議員	大村 美代子
16	能美市手をつなぐ育成会	評議員	荒田 正信
17	能美市母子寡婦福祉連合会	評議員	高木 祥子
18	能美市商工会	評議員	中西 幸一
19	能美市介護を考える会	評議員	河村 恵美子
20	能美市健康福祉部福祉課	評議員	南 芳美
21	能美市健康福祉部いきいき共生課	評議員	宮下 ゆり

●策定検討会委員

(敬称略)

No.	所 属	本会役職	氏 名
1	能美市町会連合会	理 事	山先 満広
2	能美市民生委員児童委員協議会	理 事	生田 絹代
3	能美市ボランティア連絡協議会	理 事	中田 紀子
4	社会福祉法人湯寿会	理 事	前田 英夫
5	能美市婦人団体協議会	理 事	石田 晴美
6	能美市商工会	理 事	秋田 順孝
7	一般社団法人能美市医師会	理 事	木田 泰弘
8	能美市健康福祉部	理 事	川本 素子
9	能美市地域福祉活動計画評価委員会	理 事	高塚 亮三
10	社会福祉法人能美市社会福祉協議会	理 事	伴場 博夫
11	社会福祉法人能美市社会福祉協議会	理 事	新川 葉子
12	社会福祉法人なごみの郷	監 事	荒田 稔
13	能美市会計課(会計管理者)	監 事	熊野 与子

●策定幹事会委員

(敬称略)

No.	所 属	氏 名
1	こころ豊かな地域づくりの会 会長 評価委員会 委員	栗山 よしみ
2	こころ豊かな地域づくりの会 副会長 評価委員会 委員	藤田 珠美
3	こころ豊かな地域づくりの会 理事 評価委員会 委員	津田 康則
4	こころ豊かな地域づくりの会 理事 評価委員会 委員	田中 玉美
5	こころ豊かな地域づくりの会 理事 評価委員会 委員	清水 奈津美
6	こころ豊かな地域づくりの会 理事 評価委員会 委員	木戸 幸平
7	こころ豊かな地域づくりの会 理事 評価委員会 委員	富田 静香
8	こころ豊かな地域づくりの会 理事 評価委員会 委員	山崎 静男
9	こころ豊かな地域づくりの会 理事 評価委員会 委員	近藤 沙夜里
10	評価委員会 委員長	高塚 亮三
11	評価委員会 副委員長	西川 方敏
12	評価委員会 委員	吉田 良
13	評価委員会 委員	高田 茂
14	能美市健康福祉部いきいき共生課	半田 央真

●策定ワーキング部会（第3次能美市地域福祉活動計画を推進する3委員会）

（敬称略）

No.	3委員会名	所 属	氏 名
1	ここに寄り添い合う 人づくり委員会	能美市町会連合会	山先 満広
2		能美市民生委員児童委員協議会	津田 康則
3		能美市身体障害者福祉協議会	大村 美代子
4		能美市手をつなぐ育成会	中川 和男
5		能美市ボランティア連絡協議会	田中 玉美
6		子育て・障がいの理解を進めるボランティアグループ （のみ♡子育てネットワーク）	清水 奈津美
7		障がい者支援に関するボランティアグループ （手話サークルめだか）	西田 悦子
8		福祉施設 NPO 法人能美市作業所連合 一歩	竹田 直美
9		相談支援専門員 社会福祉法人なごみの郷 相談支援センターはまかぜ	土山 信英
10		学校関係（教職 OB）	太田 景子
11		能美市社会教育委員会議	坂井 祐史
12		能美市健康福祉部福祉課	大田 千恵子
13		能美市健康福祉部子育て支援課（子ども発達支援センター）	山岡 信夫
14	見守り・助け合い推進 委員会	能美市町会連合会	重田 勝年
15		能美市自治公民館協議会（能美市副会長、根上地区会長）	山本 光昭
16		能美市民生委員児童委員協議会	佐々木 久美子
17		能美市民生委員児童委員協議会	小路 雅広
18		福祉推進員	伊勢谷 誠
19		福祉推進員	前田 よし枝
20		いきいきサロン運営ボランティア	藤田 珠美
21		能美市老人クラブ連合会	村上 忠志
22		能美市壮年団	坂本 浩則
23		能美市婦人団体協議会	富田 静香
24		地域福祉委員会活動推進員	西田 智子
25		地域福祉委員会活動推進員	棚田 佳子
26		地域福祉委員会活動推進員	木戸 幸平
27		能美市辰口あんしん相談センター	清水 博美
28		能美市健康福祉部いきいき共生課（社協より出向）	鶴見 裕紀
29	くらし応援委員会	能美市民生委員児童委員協議会	山崎 静男
30		能美市民生委員児童委員協議会	小梁 玲子
31		福祉推進員	南 一美
32		能美市婦人団体協議会	谷田 好子
33		能美市母子寡婦福祉連合会	山口 沙耶
34		能美市ボランティア連絡協議会	嶋田 准也
35		能美市農業振興協議会	和多 真智
36		能美市ボランティア・コミュニティ活動支援センター運営委員会	栗山 よしみ
37		子育て・障がいの理解を進めるボランティアグループ （三道山子ども食堂）	近藤 沙夜里
38		能美市国際交流協会	清水 和貴子
39		相談支援専門員 社会福祉法人泰耀 相談支援センターたいよう	矢鋪 幸代
40		能美市健康福祉部子育て支援課	石田 都江
41		能美市健康福祉部いきいき共生課	榊田 雅美
42		能美市社会福祉協議会（くらしサポートセンターのみ）	坂井 美千代

能美市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 幅広く市民及び関係者の意見や意向を取り入れ、能美市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するため、能美市地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 策定委員会は、21人以内の委員で組織し、市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)が委嘱する。
2 委員の任期は、活動計画の策定年度において初回の策定委員会から当該年度末日までとする。ただし、委員より任期の途中で交代の申し出があった場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。
3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、策定委員会に臨時委員をおくことができる。
4 臨時委員は、会長が委嘱し、その任期は当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。
5 策定委員会に正副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任 務)

第3条 策定委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、会長に報告するものとする。
2 委員長は策定委員会を代表し、会務を総括する。
3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
3 策定委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(検討会)

第5条 策定委員会は、計画素案の内容の検討を行うため、検討会を設置する。
2 検討会は正副委員長各1人を置き、検討会委員の互選によりこれを定める。
3 検討会は必要に応じ、検討会委員長が招集し、検討会委員長が座長となる。

(幹事会)

第6条 策定委員会は、計画の策定に関する調査、研究、分析及び計画素案の作成を行うため、幹事会を設置する。
2 幹事会は正副委員長各1人を置き、幹事会委員の互選によりこれを定める。
3 幹事会は必要に応じ、幹事会委員長が招集し、幹事会委員長が座長となる。
4 幹事会には必要に応じ、幹事会以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 策定委員会及び検討会、幹事会の事務局は、能美市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月26日から施行する。
- 2 最初に招集される委員会は、第3条及び第4条の規定に関らず、会長が招集する。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

能美市地域福祉活動計画　こころ豊かな地域づくりの会設置要綱

(目 的)

第1条 能美市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）に示された基本目標を達成するために、市民主体の取組みが効果的に進むよう、こころ豊かな地域づくりの会を設置する。

(組 織)

第2条 こころ豊かな地域づくりの会は、市民主体の取組みを進めるための、次の3つの委員会（以下「委員会」という。）により構成する。

- 1) こころに寄り添い合う人づくり委員会
 - 2) 見守り・助け合い推進委員会
 - 3) くらし応援委員会
- 2 こころ豊かな地域づくりの会を構成する委員会は、それぞれ15名以内の委員で組織し、社会福祉法人能美市社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）が委嘱する。
- 3 各委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 各委員会に委員長1名・副委員長2名を置き、委員の互選により選任する。
- 5 活動計画の実行段階において必要があるときは、各委員会に部会をおくことができる。
- 6 部会の設置に関しては、該当する委員会ごとに別に定める。
- 7 こころ豊かな地域づくりの会の理事は、能美市地域福祉活動計画評価委員会委員を兼ねる。

(役 員)

第3条 こころ豊かな地域づくりの会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 1名
 - 3) 理事 9名（会長、副会長含む）
- 2 理事は、各委員会の委員長及び副委員長がこれにあたる。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 4 会長は、こころ豊かな地域づくりの会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、役員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4条 こころ豊かな地域づくりの会は、理事会とする。

- 2 理事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、出席した理事の過半数により議事を決定する。
- 4 理事会は、各委員会間の調整に関すること、及びその他地域福祉の推進に関することを審議する。

(事務局)

第5条 こころ豊かな地域づくりの会の事務局は、能美市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 最初に開かれるこころ豊かな地域づくりの会の理事会及び委員会は、第4条の規定に関わらず、社協会長が招集する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

能美市地域福祉活動計画評価委員会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が「能美市地域福祉活動計画」(以下「活動計画」という。)の展開にあわせ、活動計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、進捗状況の検討・評価を行うことを目的とする。

(構 成)

第2条 委員会は、下記の委員15名以内で構成し、社協会長がこれを委嘱する。

(1) ころ豊かな地域づくりの会理事9名

(2) 社協会長が必要と認める者

2 この委員会に委員長1名及び、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。但し、再任を妨げない。

2 任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(任 務)

第4条 委員会は、活動計画の進捗状況と今後の課題について検討・評価し、その結果を社協会長に報告する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、社協に置く。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 最初に開かれる委員会は、第5条の規定に関わらず、社協会長が招集する。

3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

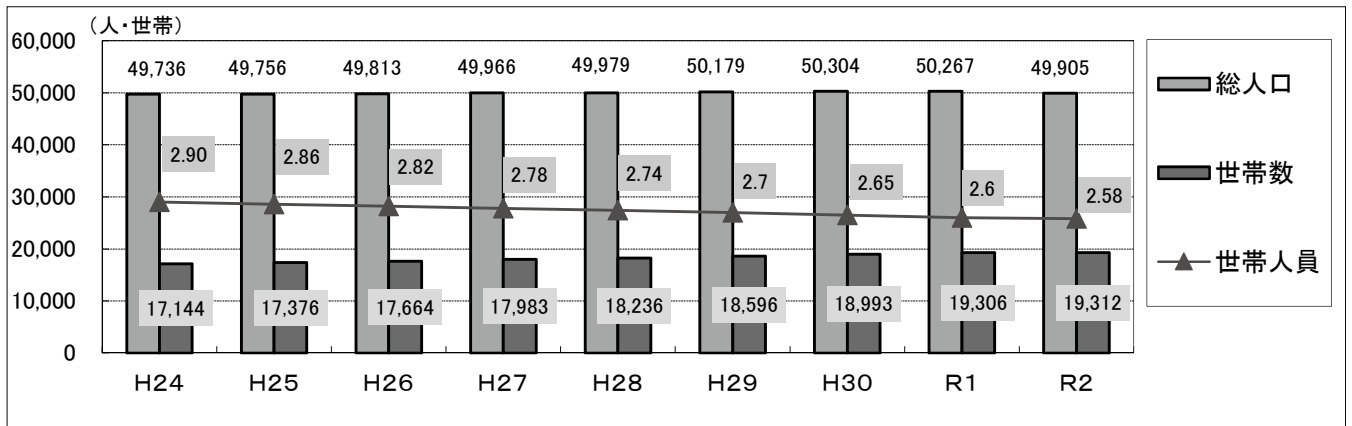
5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

能美市における福祉の現状

(1)【人口・世帯数の推移】

(人)

本市の総人口(R2年12月31日現在)は49,905人、世帯数は19,312世帯です。5年前(H27)との比較では、この5年間に人口増加率は-0.1%であるのに対して、世帯数増加率は7.4%にもなります。反面、世帯人員は2.58人/世帯と減少傾向が続いており、世帯の小規模化の進行が顕著に見られます。

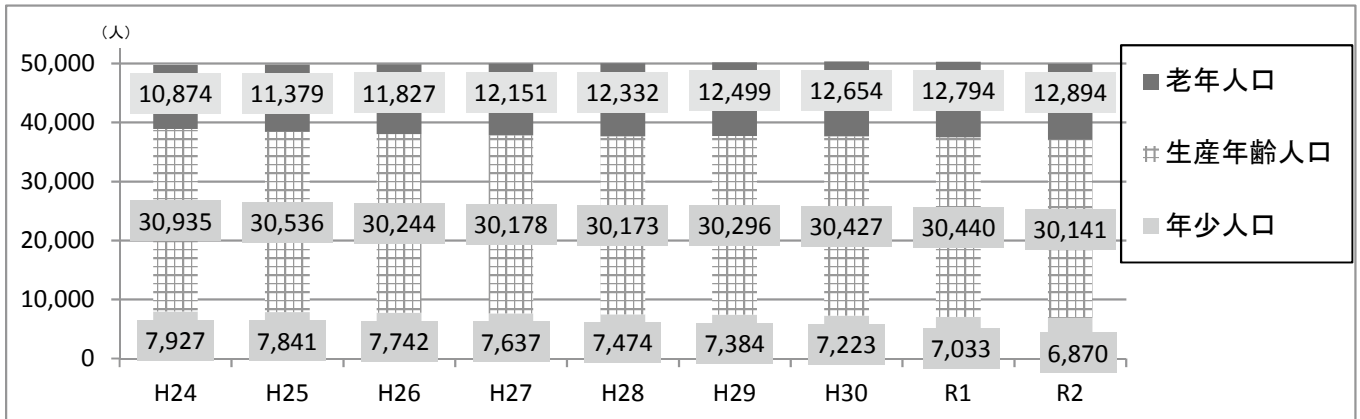


(資料：能美市統計書 各年12月31日現在)

(2)【少子高齢化の進行】

(人)

年齢別人口(R2)は、年少人口が6,870人、生産年齢人口が30,141人、老年人口が12,894人で、全人口に占める割合は、それぞれ、13.8%、60.4%、25.8%です。5年前(H27)との比較では、年少人口が15.3%から減少し生産年齢人口が60.4%と変わらないものの、老年人口は24.3%から増加していて、少子高齢化の流れが続いていると言えます。

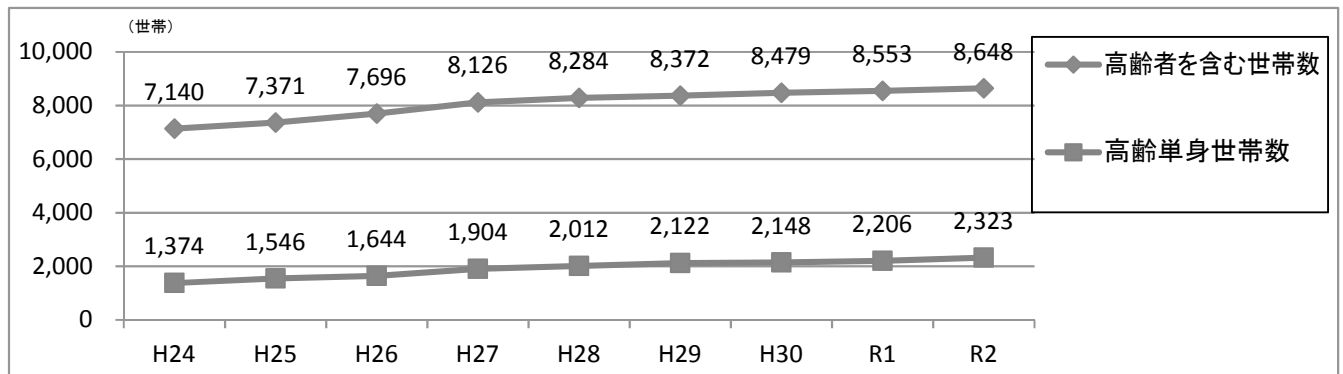


(資料：能美市統計書 各年12月31日現在)

(3)【高齢者を含む世帯数の推移】

(世帯)

高齢者を含む世帯(R2)は8,648世帯で、その26.9%にあたる2,323世帯が高齢単身世帯となっています。5年前(H27)に比べると、高齢者を含む世帯は522世帯増加しており、高齢単身世帯は419世帯増加しており、高齢者世帯が占める割合は、5年前の23.4%から大きくなっています。今後も増加していく高齢者世帯に対する見守り体制を整える等の支援が必要な状況となっています。

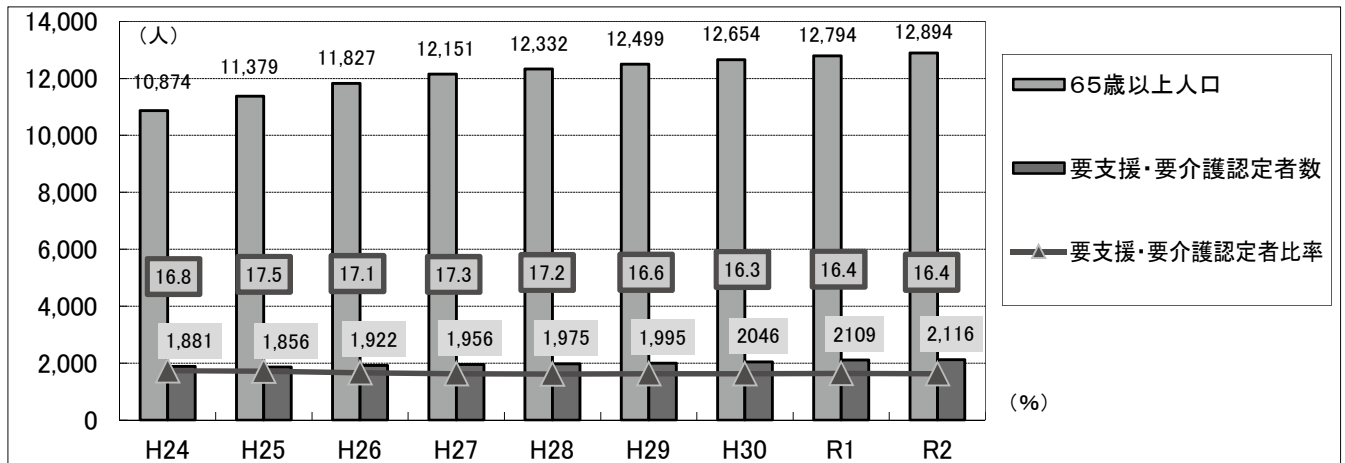


(資料：福祉課 各年4月1日現在)

(4)【要支援・要介護認定者数の推移】

(人・%)

要支援・要介護認定者数が増加傾向で推移しています。令和2年度では2,116人となっており、5年前の平成27年度と比較すると160人の増加となっています。65歳以上の人口の増加に伴って要支援・要介護認定者数も増加傾向にあります。要支援・要介護認定比率は横ばい傾向が見られます。介護状態を悪化させずに住み慣れた地域で暮らしていくための支援が必要です。

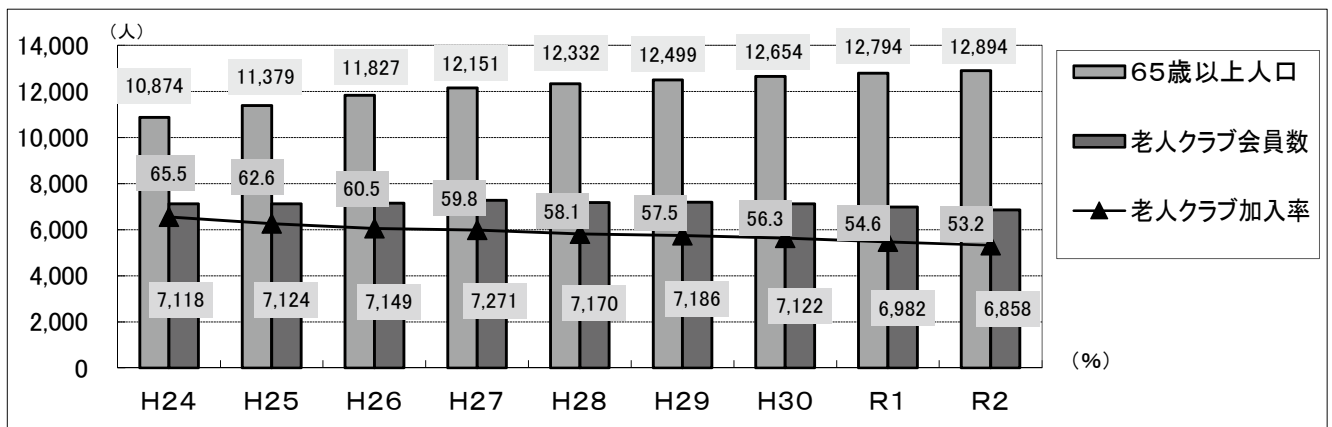


(資料：福祉課 各年度末)

(5)【老人クラブ会員数の推移】

(人・%)

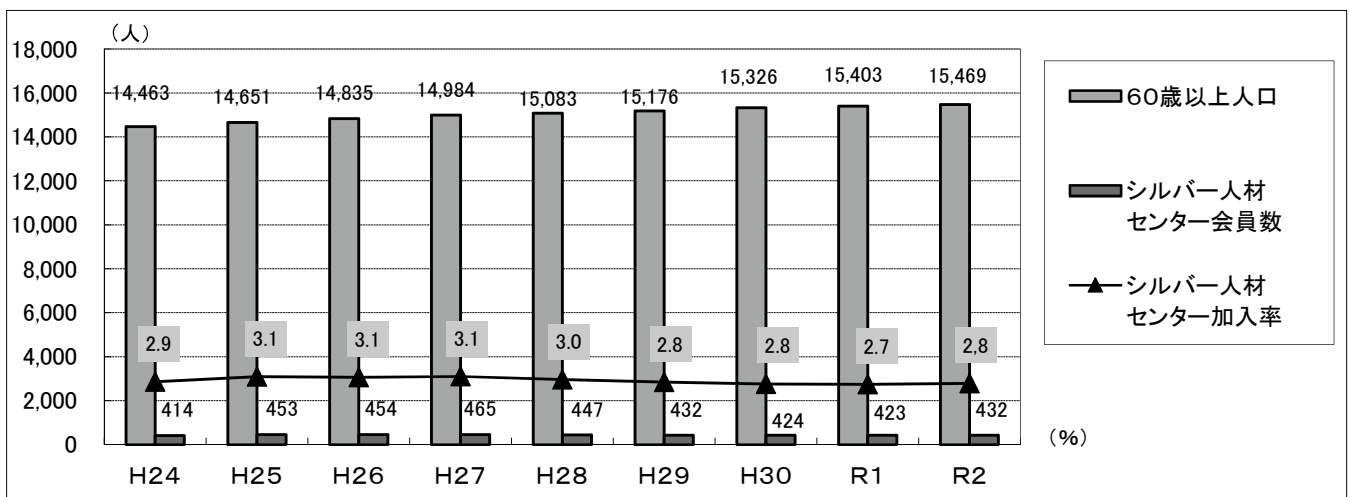
老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主組織であり、社会奉仕や各種スポーツ・文化活動を実施しています。会員数(R2)は6,858人でやや減少傾向となり、高齢者(65歳以上)人口における加入率は53.2%と、年々減少しています。



(6)【シルバー人材センター会員数の推移】

(人・%)

シルバー人材センター会員数(R2)は60歳以上人口は年々増加しているなか432人で微増、加入率は2.8%で微増しています。「高年齢者雇用安定法」がH24に改正されたことにより、高年齢者の継続雇用などの措置が取られ、60歳を過ぎても会社勤めを続ける人が増えるなどの近年の社会的変化があります。しかし、シルバー人材センターが高年齢者の就業の機会として果たしている役割には、大きな変化は生じていない状況です。

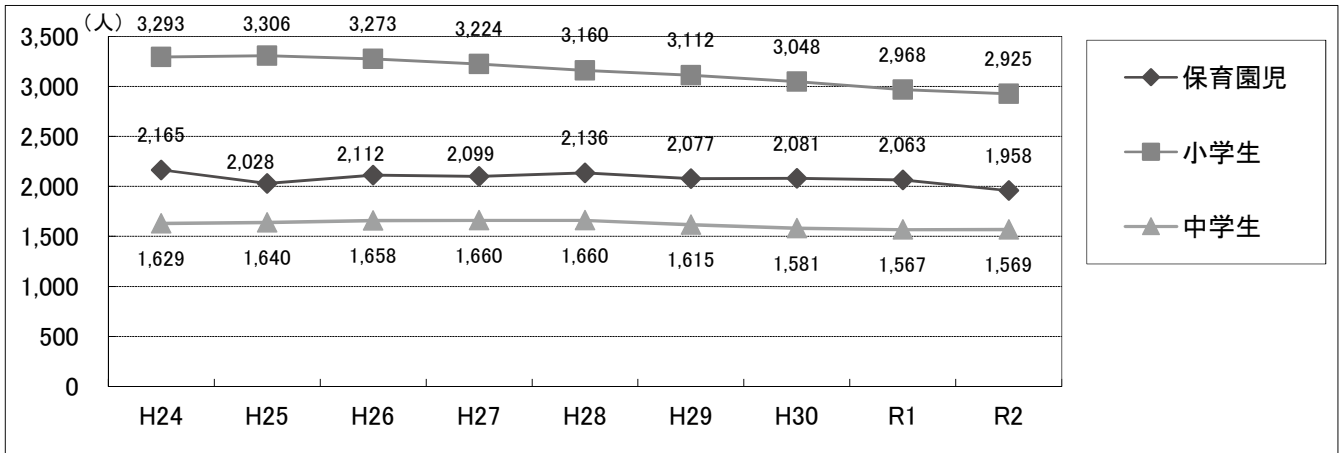


(資料：シルバー人材センター)

(7)【児童数の推移】

(人)

市内には、市立保育園15ヶ所、小学校8ヶ所、中学校3ヶ所があります。各々の人数(R2)は、保育園児1,958人、小学生2,925人、中学生1,569人で、5年前(H27)に比べるといずれも微減傾向です。

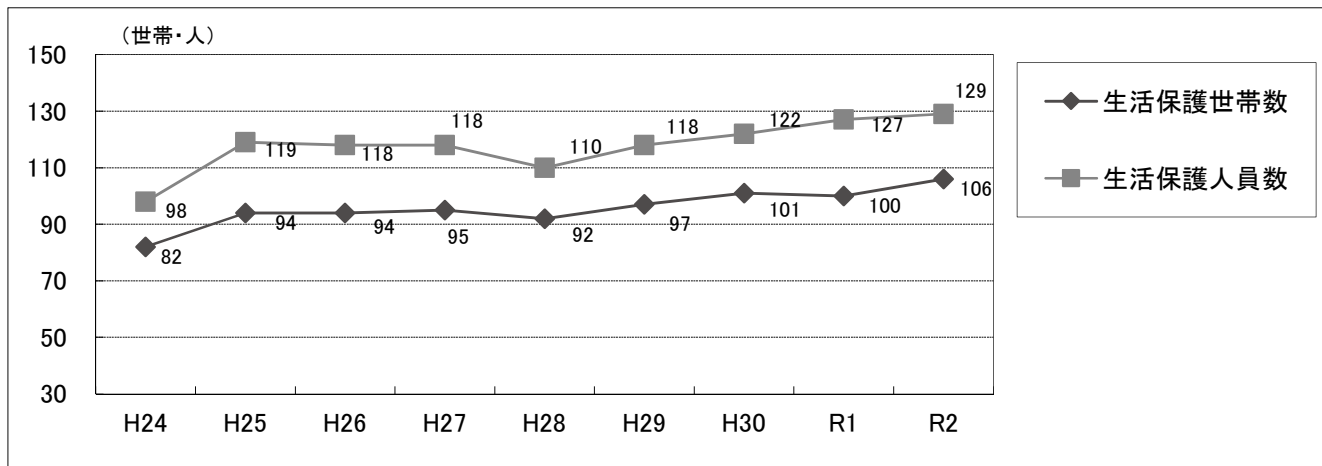


(資料：保育園児 H24、25第3次活動計画冊子より。H26～子育て支援課 各年4月1日現在
小中学生 能美市統計書 各年5月1日現在)

(8)【生活保護の状況の推移】

(世帯・人)

生活保護人員(R2)は129人、生活保護世帯数は106世帯で、いずれも5年前(H27)に比べて増加しています。非正規雇用の増加やひとり親世帯の増加などの社会情勢の影響に加えて、R2には新型コロナウイルス感染症が流行し長期化する中、さらに厳しい経済・雇用情勢が続いており、引き続き生活困窮者を含めた支援体制づくりが求められています。

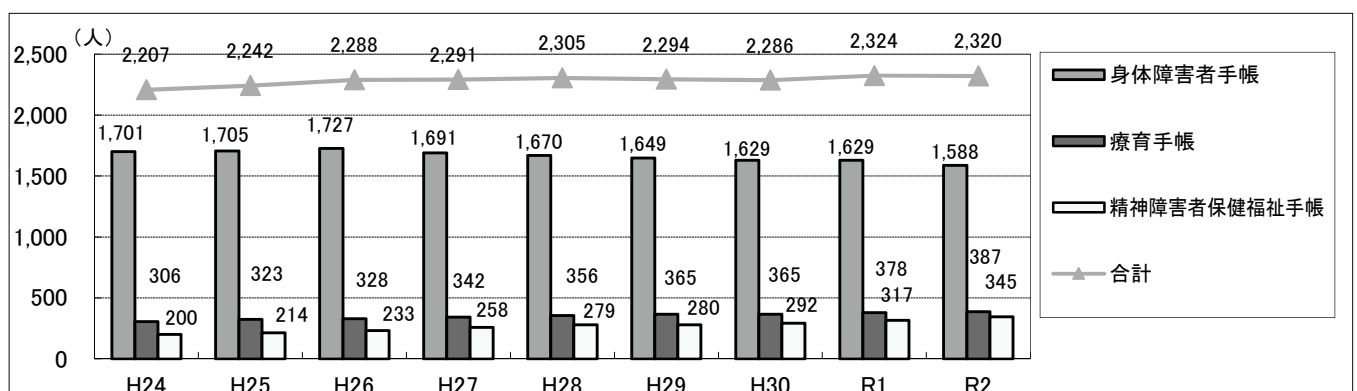


(資料：福祉課 各年4月1日現在)

(9)【障害者手帳所持者数の推移】

(人)

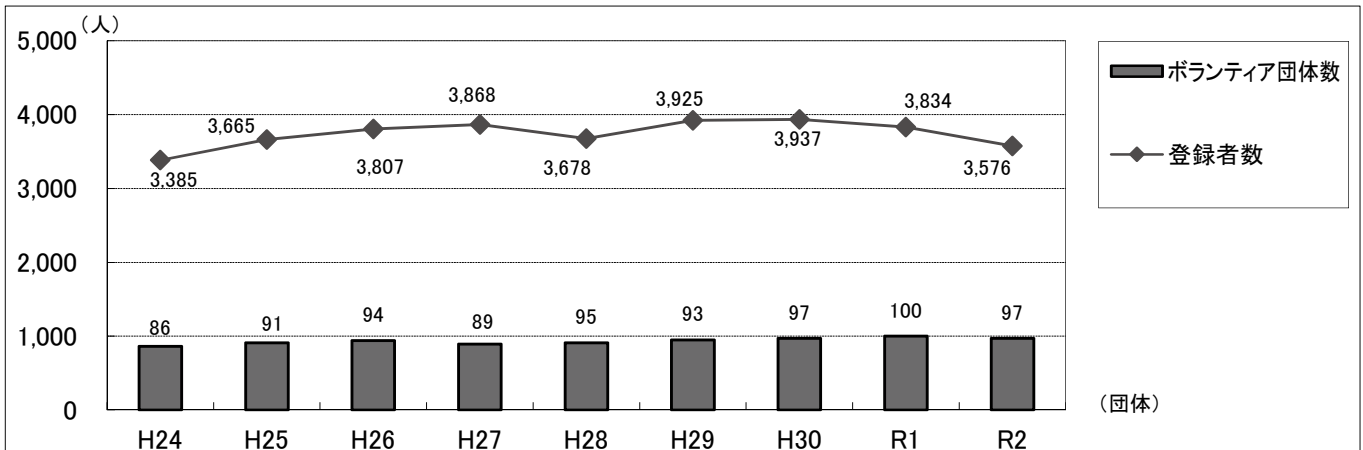
障害のある人を手帳保持者でみると、全体的には増加傾向となっています。身体障害者手帳保持者(R2)は1,588人とH26の1,727人をピークに減少傾向がみられますが、療育手帳保持者387人、精神障害者保健福祉手帳保持者345人と、いずれも増加傾向にあります。今後も増加していく障害のある人が、地域で安心して自分らしく暮らせるように、包括的な支援体制が確保される必要があります。



(10)【社会福祉協議会登録ボランティアの推移】

(人・団体)

価値観と暮らし方の多様化、世帯の小規模化による地域の絆の希薄化が進む近年、地域住民による助け合いの必要性を感じ、ボランティア登録者数はH28年度を除き、増加傾向にありました。しかし、コロナ禍により、R1、R2年度は減少しました。ボランティア団体数(R2)は、97団体で近年横ばい（安定）傾向です。活動内容は、高齢者の見守り活動や配食サービス、買い物支援、童話や昔話の読み聞かせ、環境、国際交流活動など多分野にわたっています。

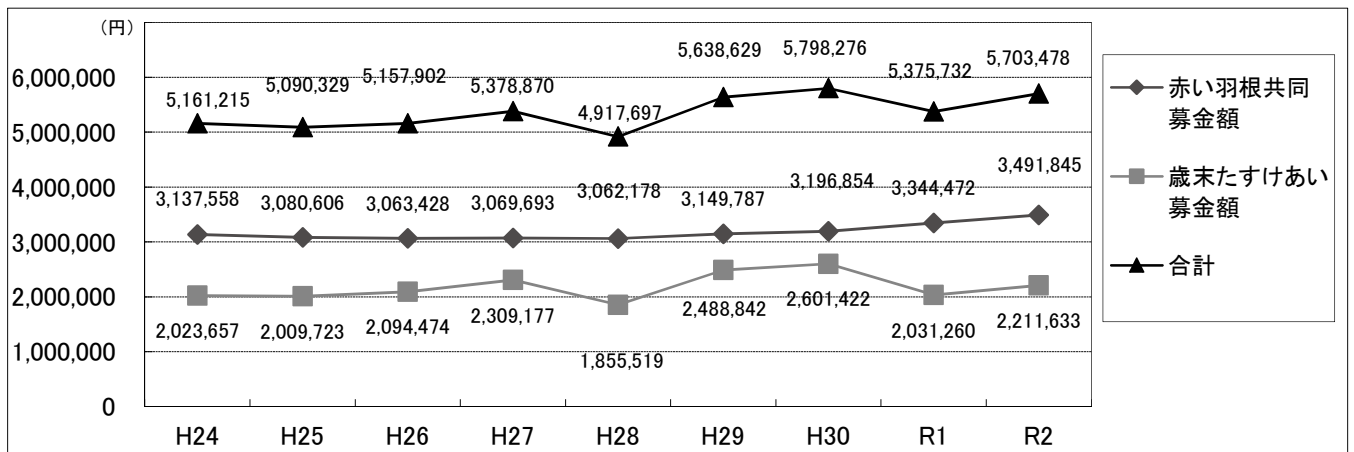


(資料：社会福祉協議会)

(11)【赤い羽根の共同募金・歳末たすけあい募金金額の推移】

(円)

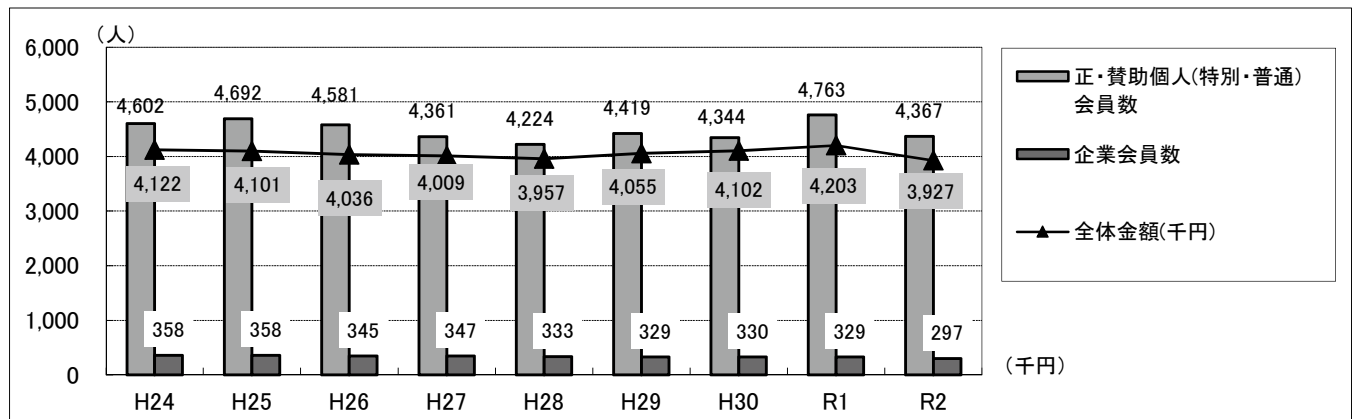
市内の全戸及び企業や学校・各種団体などの協力を得ている「赤い羽根共同募金」や、市美術作家協会・商工会のチャリティやボーイスカウト等の団体での街頭募金等の活動もある「歳末たすけあい募金」は、経済情勢を受けて、年度により増減があります。R2は増加していますが、今後の推移を見ていく必要があります。募金が地域を良くする活動に活かされることから、募金額の増減は、市民の地域福祉への参加の意志の表れであると捉えます。



(12)【社会福祉協議会の会員登録人数と、会費金額の推移】

(人・千円)

地域福祉の活動を推進する社会福祉協議会に対する理解を広め、地域住民が参画し、共に力を合わせて「支え合いの地域づくり」を進める意識を広めるために会員会費制度をとっています。H25を境に下降傾向でしたが、全町会、町内会に地域福祉委員会が設置され、支え合いの地域の必要性について理解が進みました。H29からR1までは微増しましたが、R2はコロナ禍の影響により減少しました。



第4次能美市地域福祉活動計画

発行日 令和4年 3月

発 行 社会福祉法人 能美市社会福祉協議会

住 所 〒923-1121 石川県能美市寺井町た8番地 1

TEL 0761-58-6200

FAX 0761-58-6250

e-mail nomi@nomi-shakyo.jp

ホームページ

<http://nomi-shakyo.jp>

QR コード



☆この活動計画は、
上記ホームページからもご覧いただけます。